

令和 7 年度第 1 回
市有地公募売却事業



ヨコハマの土地売ります！

郵送入札

一般競争入札売払 募集要領

市有地公募売却事業の特徴

- ・ 個人、法人を問わず参加できます。
- ・ 代替地用地等、市が保有している物件です。
- ・ 滞納処分として市が差し押さえた物件ではありません。
- ・ 仲介手数料等が不要です。

令和 7 年度第 1 回

横 浜 市

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

入 札 物 件 一 覧 表

物件 番号	所 在 地	登記 地目	地積 (㎡)	最低売却価格 (万円)	売 払 人
2851	西区境之谷 97 番 15	宅地	70.70	683	財 政 局
2852	南区別所五丁目 789 番 12 外	宅地	572.54	6,522	財 政 局
2853	南区蒔田町字三度台 1018 番 85 外	宅地	1,210.57	4,891	財 政 局
2854	磯子区岡村三丁目 624 番 3 外	宅地	154.64	2,469	財 政 局
2855	磯子区岡村三丁目 624 番 6 外	宅地	269.93	3,909	財 政 局
2856	港北区下田町三丁目 809 番 14	宅地	319.14	5,869	財 政 局
2857	港北区仲手原二丁目 705 番 2	雑種地	326.73 (326)	8,770	財 政 局
2858	緑区いぶき野 1 番 34	宅地	212.46	2,580	財 政 局
2859	戸塚区上柏尾町字台 215 番 3 外	宅地 山林	1,701.35 (1,701.19)	817	財 政 局
2860	緑区北八朔町字石橋 114 番 4	雑種地	468.34 (468)	6,201	交 通 局

(注) 1 「地積」欄は登記記録上の面積です。

ただし、物件番号 2857、2859、2860 は法務局備え付けの地積測量図面積で、それぞれの物件の () 内の数字は登記記録上の面積です。

2 物件番号 2860 は、売払人が交通局です。契約のお手続きは交通局と行っていただきます。

3 物件により予告なく売却を中止する場合があります。最新の情報は、ホームページを御確認ください。

(二次元コード、もしくは【横浜市 市有地売却】で検索)



二次元コード

入札による売払いの流れ（概要）

入札は、申込から入札まで郵送によって行います。
郵送書類や方法、宛先についてはこの要領をよく読み御確認ください。

入札参加申込書類
の 郵 送

令和7年6月11日（水）～6月24日（火）※ 必着
入札参加申込書類を書留郵便・簡易書留郵便・レターパックプラス
にてお送りください。（詳細はP.2 参照）
【送付先】
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市役所内郵便局留
（受取人）横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課 入札担当

横 浜 市 か ら
入札書等の交付

参加申込受付から令和7年7月1日（火）まで
参加申込者に対して入札書・入札保証金納付書等を簡易書留または
レターパックプラスにて郵送します。

入札保証金納付
・
郵 送 に よ る
入 札 書 の 提 出

入札書等が届いてから令和7年7月11日（金）まで ※ 必着
① 入札金額の5%以上（円未満切上げ）を横浜市指定
金融機関（横浜銀行）の窓口で納付
② 領収書をコピーする
③ 入札書と領収書のコピー等を期限までに書留・簡易書留・
レターパックプラスで郵送（宛先は入札参加申込と同じ）

開 札
（立会いは任意）

令和7年7月18日（金）午前10時から
※入場には入札保証金領収書の原本を確認（1者（法人）につき1名）
【横浜市役所 18階会議室 みなと1、2、3】

売 買 契 約 締 結

令和7年8月27日（水）まで
【横浜市役所12階 財政局ファシリティマネジメント推進課】
一 括 払 の 場 合：売買代金全額納付
契約保証金払の場合：契約保証金納付（売買代金の10%以上）

売買代金全額納付

物件引渡・所有権移転

契約保証金払	一 括 払
契約締結日の翌日から 起算して30日以内	契約締結と同時に

目 次

1	入札物件	1
2	入札参加者の資格	1
3	契約上の義務	1
4	入札物件の現地開放	2
5	入札の参加申込	2
6	入札保証金納付・入札方法	3
7	入札の無効	4
8	開札の日時及び場所	4
9	落札者の決定方法等	4
10	結果の公表	4
11	契約の締結等	4
12	売買代金の支払方法	5
13	所有権の移転等	5
14	先着順の売払（不落等物件）	5
15	暴力団等の排除	6
16	担当窓口	6
17	市有地公募売却のホームページ	6
	入札参加申込書の押印について、記入例	8
	一般競争入札参加申込書	11
	封筒の宛名記載例	13
	入札手続きチェックリスト	16
	誓約書、役員名簿	19
	入札要領	23
	売払物件について	26
	物件調書	32
	水害ハザードマップ及び過去の災害履歴情報	52
	市有財産売買契約書（標準契約書）〔一括払〕	55
	市有財産売買契約書（標準契約書）〔契約保証金払〕	60

重 要

入札参加申込から入札までを郵送によって行います。郵送書類や方法、宛先等についてこの要領をよく読み御確認ください。

1 入札物件

入札物件は、「入札物件一覧表」のとおりです。
なお、都合により一部物件の入札を中止する場合があります。

2 入札参加者の資格

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者、横浜市の市有地一般競争入札売払への入札参加資格を停止されている者、横浜市暴力団排除条例（平成23年横浜条例第51号）第2条又は同条例第7条の規定に該当する者、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体等は、入札に参加できません。（P.6「暴力団等の排除」参照）

3 契約上の義務

(1) 売買契約に当たっては、原則として次の条件を付します。契約内容については、本募集要領に掲載の「市有財産売買契約書」（標準契約書）を御参照ください。

「落札者は、所有権移転の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない」

及び

「落札者は、所有権移転の日から5年間、売買物件を反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない」

(2) 次の売払物件については、「越境物の取扱い」として次の条項を追加します。

	追 加 条 項
2851番	1 乙は、売買物件の擁壁の一部（別紙図面及び写真参照）が西区境之谷97番16地内（以下「隣接地内」という）に越境していることについて、擁壁を再構築又は撤去する際は、隣接地内にある擁壁の越境部分を撤去し、隣接地内に越境しないようにしなければならない。 2 乙は、売買物件の所有権を第三者に移転する場合は、前項の内容を当該第三者に承継するものとする。
売買契約書へ追加する箇所	標準契約書〔一括払〕第10条の次 標準契約書〔契約保証金払〕第12条の次

(3) 次の売払物件については「特記事項」として、売買契約書に次の条項を追加します。

物件番号	追 加 条 項
2851番 2852番 2853番 2855番 2858番 2859番	乙は、甲が隣接地権者として取り交わしている「覚書」又は「現況工作物（等）」に関する確認書に関し、甲の地位を承継するものとする。
売買契約書へ追加する箇所	標準契約書〔一括払〕第19条の次、〔契約保証金払〕第21条の次 2851番については、標準契約書〔一括払〕第20条の次、〔契約保証金払〕第22条の次

(4) 次の売払物件については、売払人が横浜市交通局となります。契約手続きは交通局と行っていただきます。また、「使用承諾内容の承継」として、売買契約書に次の条項を追加します。

2860番	乙は、甲が横浜市道路管理者と取り交わしている「土地使用承諾書」に関し、甲の地位を承継するものとする。
売買契約書へ追加する箇所	標準契約書〔一括払〕第10条の次 標準契約書〔契約保証金払〕第12条の次

- (5) 落札者が契約書の条件に違反したときは、売払代金の30%（円未満切捨て）に相当する金額を違約金として、横浜市へ支払わなければなりません。
- (6) 落札者が契約に定める義務を履行しないときは、横浜市は締結した市有財産売買契約を解除することができます。

4 入札物件の現地開放

本募集要領の物件調書をお読みの上、入札参加申込時までに現地及び物件状況を御確認ください。フェンスが施錠されている物件内に入って確認したい場合は、入札参加申込み時まで担当窓口（P.6参照）にて鍵を貸し出します（物件番号2852、2853、2854、2855、2856、2858、2860が対象）。入札参加及び買受にあたっては、現地及び物件状況を全て承知されたものとし、売買契約の際、現地及び物件調書記載事項について確認書を提出していただきます。

5 入札の参加申込

(1) 受付期間

令和7年6月11日（水）から令和7年6月24日（火）まで **※ 必着**

(2) 受付場所

郵送によって受け付けます。余裕を持ってお送りください。

※ 受付期限までに到着しない申込みは無効となります。

（郵送先）

〒231-0005
横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市役所内郵便局留
（受取人）
横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課 入札担当

←封筒の宛先面には
枠内全て（受取人まで）
記載してください。

※ 書留、簡易書留またはレターパックプラスにてお送りください。

※ 持参も可としますが、受取りのみとし、その場で内容確認はいたしません。また、電話での参加申込はできません。

(3) 申込必要書類

- ア 一般競争入札参加申込書（本募集要領 P.11 参照）
- イ 添付書類（発行後3か月以内のもの）
- 個人の場合 「住民票」（※1）（1通）
「身分証明書」（※2）（1通）
「登記されていないことの証明書」（※3）（1通）
 - 法人の場合 資格証明書（※4）（1通）
担当者の名刺（1枚）

令和7年度から、入札に必要な書類（一般競争入札参加申込書・入札書等）の一部が改正されています。入札に参加される際は、必ず最新の様式をご利用ください。

（※1）「住民票」：個人番号（マイナンバー）の記載のないもの

（※2）「身分証明書」：本籍地の市区町村が発行する、破産者名簿に記載がないこと、後見登記の通知を受けていないことなどを証明する書類（※運転免許証等ではありません。）

（※3）「登記されていないことの証明書」：各地方法務局（本局）が発行する、成年後見の登記をされていないことを証明する書類。【成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない】ことの

証明を取得してください。

(※4) 資格証明書：法人の登記事項を証明する書類（法人登記簿謄抄本、代表者事項証明書等）

(注) 1 申込者は、落札者となった場合に契約の名義人となります。

2 一般競争入札参加申込書に記入する際は、本募集要領 P.9記載の記入例を参照し、注意事項をよく御確認ください。不備等がある場合の申込書は不受理となります。

3 共有名義で申し込む場合は、共有者全員の添付書類が必要です。

4 その他、横浜市が必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

5 複数の物件の入札を希望される場合は、個々の物件ごとに、一般競争入札参加申込書等を御提出ください。なお、添付書類は1物件に原本を1部添付し、他の物件は原本のコピーの添付でも可能です。

6 書類への押印は全て同一の朱肉を使う印鑑を使用してください。（スタンプタイプのものは不可。）なお、落札となった場合には売買契約に関する書類（契約書等）についても同一の印鑑を使用していただきますので、法人の場合は、「代表者の肩書」の入った印鑑でお願いします。

7 御提出いただいた書類は、理由にかかわらず返却できません。

8 申込書類に不備がある場合は、入札に参加できません。

(4) 参加申込後

申込みを受け付けた場合は、横浜市から次の書類を簡易書留またはレターパックプラスにて郵送します。

- | |
|---|
| (ア) 一般競争入札参加申込書（写し）
(イ) 入札保証金の納付書（振込用紙）
(ウ) 入札保証金返還請求書
(エ) 入札書 |
|---|

※ 申込書類確認後に郵送します。7月1日（火）までに書類が届かない場合は担当窓口（P.6参照）へ御連絡ください。

6 入札保証金納付・入札方法

(1) 入札保証金の納付等

ア 入札保証金は、入札物件ごとに、入札金額の5%以上（円未満切上げ）に相当する金額とし、横浜市が交付した納付書により横浜市指定金融機関「横浜銀行」の窓口で納付していただきます。入札保証金が未納付・金額不足の入札は無効とします。（P.4「入札の無効」参照）

イ 入札保証金の領収書をコピーして入札書と共に郵送していただきます。

ウ 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預金口座へ振り込む方法により還付します。なお、還付には入札終了後2か月程度かかります。あらかじめ御了承ください。

エ 入札保証金には利息を付しません。

(2) 入札方法（郵送による入札）

入札も、入札参加申込と同様に郵送によって行います。入札をする場合は、入札期限までに入札参加申込と同じ宛先に以下の書類を御郵送ください。

入札期限：令和7年7月11日（金）まで（必着）

※ 書留、簡易書留またはレターパックプラスにてお送りください。
--

ア 入札書

イ （横浜市から交付した）一般競争入札参加申込書（写し）

ウ （納付済み）入札保証金の領収書のコピー ※原本は送らないでください。

エ 入札保証金返還請求書

令和7年度から、入札に必要な書類（一般競争入札参加申込書・入札書等）の一部が改正されています。入札に参加される際は、必ず最新の様式をご利用ください。

※ 入札後、入札を取り消すことや入札書の記載を変更することはできません。

※ 入札参加申込後に横浜市から郵送にて交付した書類を用いてください。

※ 持参も可としますが、受取りのみとし、その場で内容確認はいたしません。書類の添付漏れ等に十分御注意ください。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- (1) 参加資格のない者が行った入札
- (2) 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
- (3) 入札保証金の納付がないか、入札保証金が入札金額の5%に満たない入札
- (4) 入札保証金の振込領収証書の提示のない入札
- (5) 最低売却価格に達しない入札をしたもの
- (6) 同一の物件に2通以上の入札をしたもの
- (7) 入札書に押印がなく、かつ、「本件責任者及び担当者」の記載がない若しくは不備や訂正がある場合又は記載された担当者等の在籍が確認できない場合
- (8) その他入札要領において無効とするもの

8 開札の日時及び場所

日 時 令和7年7月18日（金）午前10時から

場 所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市役所 18階会議室 みなと1、2、3

入 場 午前9時50分から午前11時30分まで（途中入退場可能）

※ 結果掲示は午前11時15分頃（予定。開札状況による）から午前11時30分まで

※ 結果の確認だけの来場も可能です。

※ 開札の立会い（会場への来場）は任意ですが、来場される場合は入札参加申込書の指定箇所にチェックをしてください。

※ 入場には、入札保証金領収書の原本を確認させていただきます。また、会場の都合上、1者につき1名とします。（法人の場合は入札件数にかかわらず1法人につき1名）

9 落札者の決定方法等

- (1) 開札の結果、横浜市の最低売却価格以上の最高額の入札をした者をもって落札者と決定します。
- (2) 落札となるべき最高額の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。当該入札者のうちくじを引かない者があるとき（当該入札者がいないときを含む）は、入札に関係のない横浜市職員がくじを引くものとします。
- (3) 入札結果は、全ての入札を対象として、その場で次の内容を公表します。
 - ア 法人が行った入札：商号及び入札金額
 - イ 個人が行った入札：「個人」であること（氏名の公表はしません。）及び入札金額
- (4) 再度入札は実施しません。

10 結果の公表

入札結果は、ホームページで開札日の午後5時までに公表予定です。（P.6「市有地公募売却のホームページ」参照）

※ 掲載項目：全入札者名、入札額。ただし、個人の場合は入札者名を「個人」と表記します。

※ 開札作業終了後、開札会場にも入札結果を掲示します。

11 契約の締結等

(1) 落札者への書類送付

落札者に対しては、7月25日（金）までに契約説明書類を発送します。また、落札後、速やか

に誓約書と役員名簿（法人のみ）を御提出いただきます。（本募集要領 P.19～22 参照）

(2) 契約の締結期限及び契約場所

売買契約の締結は、令和7年8月27日（水）までに担当窓口（P.6参照）にて行います。

期限までに契約を締結されない場合は、落札者としての資格が失われ、入札保証金は横浜市に帰属することになります。また、横浜市が通知する日から2年間、市有地公募売却の一般競争入札売払への入札参加資格を停止します。

(3) 売買契約書

別添「市有財産売買契約書」（本募集要領 P.55以降）を御参照ください。

1.2 売買代金の支払方法

売買代金の支払方法は、次の(1)又は(2)の2通りがあります。

(1) 一括払

売買契約締結と同日かつ契約締結前までに全額納付していただきます。

入札に当たって納付された入札保証金を売買代金に充当することができますので、充当する場合には契約締結日に売買代金から入札保証金を差し引いた金額を納付していただきます。

(2) 契約保証金払

売買契約締結前までに、契約保証金として売買代金の10%以上（円未満切上げ）を納付していただきます。その後、売買代金と契約保証金との差額を、横浜市が発行する納入通知書により、売買契約締結日の翌日から起算して30日以内に納付していただきます。

入札に当たって納付された入札保証金を契約保証金に充当することができますので、充当する場合には契約保証金から入札保証金を差し引いた金額を納付していただきます。

なお、期限までに売買代金（残金）の納付が行われなかった場合は、契約保証金は横浜市に帰属することになります。また、横浜市が通知する日から2年間、市有地公募売却の一般競争入札への参加資格を停止します。

（注） 売買代金の分割納入はできません。

1.3 所有権の移転等

(1) 売買代金の全額が納付されたときに所有権を移転し、物件を引き渡します。

(2) 所有権の移転登記は、横浜市が行います。

(3) 売買契約書（横浜市保管用のもの1部）に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、契約の締結及び履行に関し必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

1.4 先着順の売払（不落等物件）

入札者・落札者のない物件又は落札者が契約しなかった物件は、次のとおり先着順の売払を行う予定です（物件により予告なく売却を中止する場合があります。）。

詳細については、開札後に市有地公募売却のホームページを御覧いただくか、直接、担当窓口（P.6参照）にお問い合わせください。

(1) 買受申請受付期間

令和7年9月1日（月）から令和8年2月13日（金）まで

（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除く）

受付時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

(2) 受付場所

財政局ファシリティマネジメント推進課 入札担当（横浜市役所12階）

(3) 申請必要書類

ア 買受申請書

イ 添付書類

（ア）（個人）「住民票」：個人番号（マイナンバー）の記載のないもの（1通）

「身分証明書」、「登記されていないことの証明書」（各1通）

（法人）資格証明書（1通）

※ 発行後3か月以内のもの。共有名義で申し込む場合は、共有者全員の添付書類が必要です。
(添付書類についてはP.2参照)

(イ) 誓約書

(ウ) 役員名簿(法人のみ)

(エ) 委任状(代理人により申請手続等を行う場合のみ)

※ 買受申請書(不落物件等)、誓約書及び役員名簿は、市有地公募売却のホームページから入手するか、**担当窓口**(下記参照)にお問い合わせください。

(4) 買受人の決定方法

ア 横浜市の定めた最低売却価格以上(落札者が契約しなかった物件についてはその落札価格以上)の買受金額を提示した申請者と、先着順で売買契約を締結します。

イ それぞれの日の受付開始時点(午前9時)において、アの条件を満たす申請者が複数ある場合は、最高の買受金額を提示した申請者と売買契約を締結します。なお、同額である場合は当該申請者等にくじを引いていただき、決定します。

15 暴力団等の排除

(1) 「横浜市暴力団排除条例」第2条又は第7条に規定された、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団経営支配法人等及び暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者、「神奈川県暴力団排除条例」第23条第1項又は第2項に違反する事実がある者及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体(以下、暴力団等)は、入札への参加はできません。

(2) 暴力団等でないことを確認するため、落札者から個人情報を含む誓約書及び役員名簿(法人の場合)を提出していただきます。

(3) 誓約書及び役員名簿に基づき、暴力団等でないことを確認するため、神奈川県警察本部長及び公安調査庁に照会します。その際、収集した個人情報を神奈川県警察及び公安調査庁に提供します。

(4) 照会の結果、(1)に該当すると回答のあった落札者とは契約を行いません。また、既に契約済みの場合は、契約を解除します。

16 担当窓口

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課 入札担当(横浜市役所12階)

電話 045-671-2264

E-mail : za-uriti@city.yokohama.lg.jp

17 市有地公募売却のホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/fmsuishin/shiyuchi/kaitai/baikyaku/>

「横浜市 市有地売却」で検索 (「一般競争入札」のページ)

入札物件の入札中止、入札結果、不落等物件の売払い等に関する情報は、上記ホームページにて告知します。

<参 考>

【契約に当たっての費用】

- 1 売買代金・・・入札（落札）の金額
- 2 印紙税額（収入印紙）

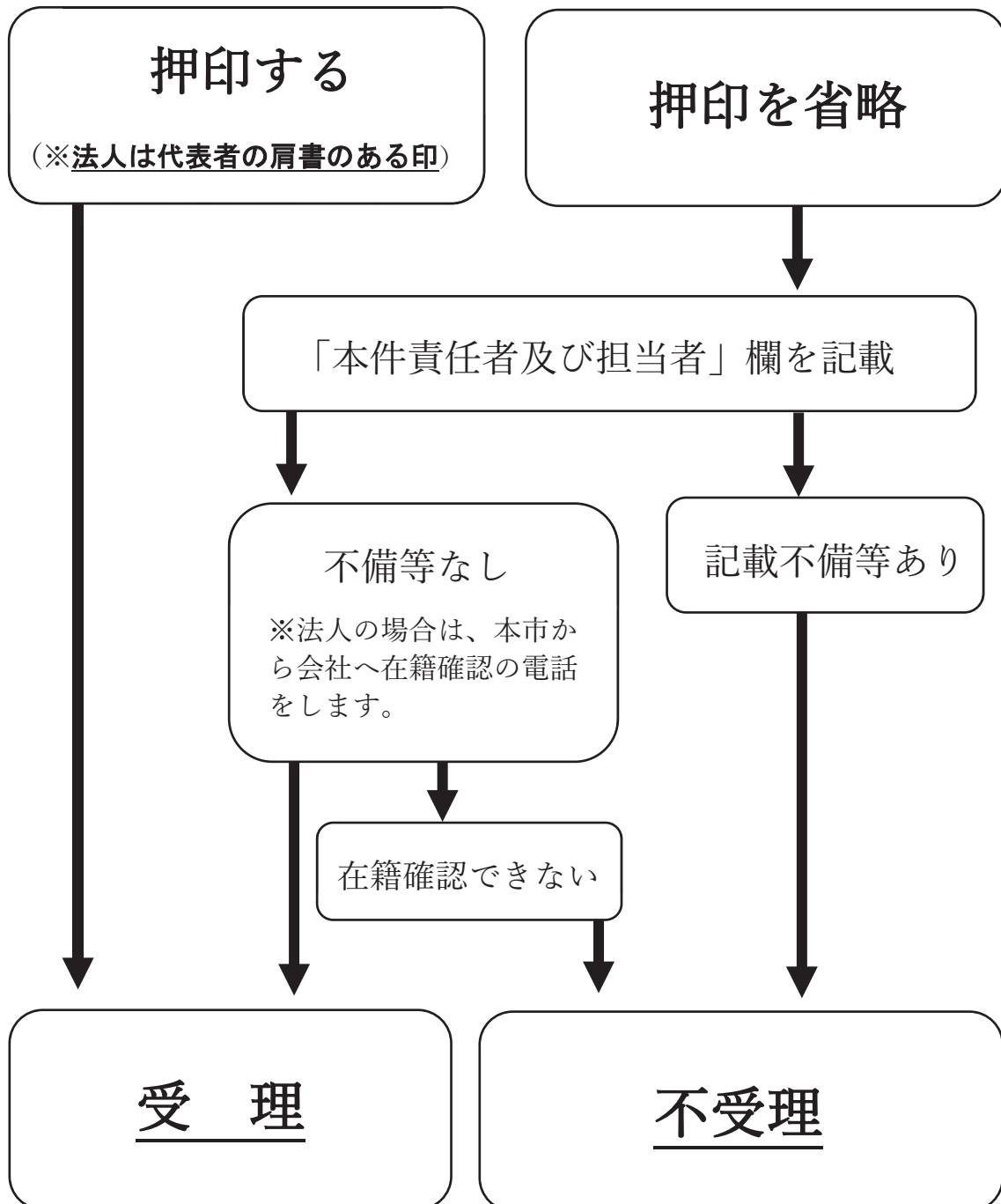
売払代金（契約金額）	税額（収入印紙）
1 0 0万円を超え5 0 0万円以下	1 千円
5 0 0万円を超え1 千万円以下	5 千円
1 千万円を超え5 千万円以下	1 万円
5 千万円を超え1 億円以下	3 万円
1 億円を超え5 億円以下	6 万円

- 3 登録免許税（参考値）
（入札物件の近傍類似地の固定資産税評価額（1㎡当たりの単価））×
（入札物件の地積）×税率＝税額（百円未満切捨）

仲介手数料、所有権移転登記に関する司法書士手数料はかかりません。

入札参加申込書の押印について

- ◆ 押印は省略することができます。その場合は、「本件責任者及び担当者」欄への記載が必須になります。
- ◆ 以下のフロー図及び次ページの記載例を参考にお申し込みください。



令和〇年〇月〇日

横浜市契約事務受任者

申 込 者	所在地（住所）	〒123-4567 横浜市 〇〇区	
	フリガナ	〇〇〇フドウサンカブシキガイシャ	
	法人名（氏名）	〇〇不動産株式会社	
	フリガナ	ダイョウトリシマリヤク サクラギ ミト	
	代表者職氏名	代表取締役 桜木 みなと	
	電話	(045) 123	
担当者メールアドレス	sakuragi02-〇〇f		

契約まで同一の印。
法人の場合は代表者の肩書の入ったもの

代表取締役印

印

押印を省略する場合は「本件責任者・担当者」の記載は必須です。

※ 押印を省略する場合は、以下の「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載が必須です。

原則、固定電話番号を記載してください。押印がなく、かつ、未記載や連絡がつかない場合は参加資格を満たさないものとします。

	本件責任者		担当者	
部署名（任意）	不動産部			
フリガナ	サクラギ	マモル		
氏 名	桜木	まもる	同左	
電話	(045) 123-××××		(045) 123-××××	
不動産（土地）売払における一般競争入札に参加したいので、申し込みます				
参加物件				
物件番号	所 在 地		地積（㎡）	
〇〇〇〇	〇〇区 〇〇町〇丁目〇番〇外		〇〇〇.〇〇	

責任者・担当者
両方のフルネーム、電話番号を記載してください。

注 意 事 項

- ・令和7年度から、入札に必要な書類（一般競争入札参加申込書・入札書等）の一部が改正されています。入札に参加される際は、必ず最新の様式をご利用ください。
- ・この様式は下記のサイトからダウンロードできます（両面印刷してください。）。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/fmsuishin/shiyuchi/kaitai/baikyaku/nyuusatu.html>
- ・押印を省略する場合は必ず「本件責任者及び担当者」を記載してください。
- ・「押印」、「本件責任者及び担当者」欄の記載いずれもない場合は、不受理となります。
なお、「本件責任者及び担当者」の訂正はできません。（記載不備として不受理となります。）
- ・個人の場合も押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」欄に氏名・電話を記載してください。
（共有名義の場合は代表者）
- ・裏面の「横浜市使用欄」には何も記載しないでください。

横浜市 使用欄	横浜市担当者名	
	本件責任者又は担当者在籍確認日時	年 月 日 時 分
	確認方法	通知書・申請書類・本人確認書類 () 電話・その他 ()
	本件責任者又は担当者の在籍確認した相手方の氏名	

一般競争入札参加申込書

年 月 日

横浜市契約事務受任者

申 込 者	所在地（住所）	〒	
	フリガナ		
	法人名（氏名）	印	
	フリガナ 代表者職氏名		
	電話	() —	
担当者メールアドレス			

※ 押印を省略する場合は、以下の「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載が必須です。

	本件責任者	担当者
部署名(任意)		
フリガナ		
氏名		
電話		

次の市有財産（土地）売払における一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

1 入札参加物件

物件番号	所 在 地	地積 (㎡)

☐ 開札立会いを予定している場合は、左の□にチェックをしてください。（立会いは任意です）

注) 1 複数の物件を申し込む場合は、裏面の確認欄もコピーして、物件ごとに申し込んでください。

2 押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」欄の氏名及び連絡先は必ず記載してください。また、その際、以下に該当する場合は参加資格を満たさないものとします。

- (1) 訂正、不備がある。
- (2) 本件責任者・担当者欄の両方又は片方に記載がない（同一の場合は「同左」でも可）。
- (3) 記載のある者の在籍が確認できない。

3 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとします。

2 確認事項

- (1) 申込者は、一般競争入札売払募集要領に定める入札参加者の資格を満たしている者であることを誓約します。
- (2) 落札者となった場合は横浜市の指定する書類を提出し、その情報を横浜市が神奈川県警察本部長及び公安調査庁に照会することについて同意します。

3 添付書類

- 個人の場合 住民票※（発行後3か月以内のもの）
※個人番号（マイナンバー）の記載のないもの
身分証明書、登記されていないことの証明書
- 法人の場合 資格証明書（発行後3か月以内のもの）

受 付 印

横浜市 使用欄	横浜市担当者名	
	本件責任者又は担当者在籍確認日時	年 月 日 時 分
	確認方法	通知書・申請書類・本人確認書類 () 電話・その他 ()
	本件責任者又は担当者の在籍確認した相手方の氏名	

入札参加申込

封筒の宛名記載例

(表面)

簡易書留 書留	切手	〒231-0005
	横浜市役所内郵便局留	
	(受取人)	
	横浜市財政局	
	ファシリティマネジメント推進課	
	入札担当	
	入札参加申込書在中	

- ※ 封筒の裏面には差出人氏名・住所を記載してください。
- ※ **書留、簡易書留またはレターパックプラスにてお送りください。**
- ※ 上記の宛先（横浜市役所内郵便局留）は入札参加申込及び入札期間以外には使用できません。その期間以外には、横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課（入札担当）へ直接お送りください。

入札書提出

封筒の宛名記載例

※入札書提出時は、封筒を二重にしてください。

入札書のみ
を②に封入

(①外封筒：送付用)

(②中封筒：入札書封入用)

書留
簡易書留

切手

231 - 0005

横浜市役所内郵便局留

(受取人)
横浜市財政局
ファシリティマネジメント推進課 入札担当

入札書在中

←①に②を入れる

市有地一般競争入札

物件番号

氏名・住所(ゴム印・スタンプ可)

〇〇〇〇

①に③を入れる←

③ 入札参加申込書(コピー)、
入札保証金領収書(コピー)、
入札保証金返還請求書

■①外封筒には、②中封筒、③(物件ごとにまとめた)入札参加申込書のコピー、

入札保証金領収書のコピー、入札保証金返還請求書を入れてください。

■②中封筒には、入札書を入れて封をしてください。(複数物件入札する場合は、物件

ごとに中封筒を用意してください。持参の場合も入札書は封筒に入れてください。)

※ ①外封筒の裏面には差出人氏名・住所を記載してください。

※ **書留、簡易書留またはレターパックプラスにてお送りください。**

※ 郵送手続や料金等は郵便局にお問い合わせください。

※ 左記の宛先（横浜市役所内郵便局留）は入札参加申込及び入札期間以外には使用できません。その期間以外には、横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課（入札担当）へ直接お送りください。

入札手続きチェックリスト

【入札の参加申込時】

- ☐ 申込期間内であることを確認した（令和7年6月11日（水）～6月24日（火）必着）。
郵送の場合、郵便局窓口や郵便局ホームページで郵送物が期間内に到達することを確認した。
- ☐ 一般競争入札参加申込書に、日付・氏名・住所・連絡先・物件情報を記入して封筒に入れた。
 - ☐ 一般競争入札参加申込書に押印をした。
 - ☐ 押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の欄を全て記入し、未記載・訂正した箇所はないことを確認した（未記載・訂正がある場合、法人は担当者等の在籍が確認できない場合は不受理となります。）。
- ☐ 参加申込書の「申込者」は、契約の名義人となります。
- ☐ 法人の場合は、契約の担当者の名刺を同封した。
- ☐ 入札書等の書類は、参加申込書の「申込者」の住所・部署に郵送されます。
- ☐ 以下の添付資料を同封した。
 - ◆法人の場合
 - ☐ 資格証明書（法人登記簿謄抄本・代表者事項証明書等）
 - ◆個人の場合
 - ☐ 住民票（マイナンバーの記載なし）
 - ☐ 「身分証明書」（市区町村発行の破産宣告を受けていないこと等の証明書）
※ 運転免許証等ではありません。
 - ☐ 「登記されていないことの証明書」（地方法務局発行）
- ☐ 郵送方法は、書留、簡易書留又はレターパックプラスとした。
(郵送先)

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所内郵便局留 (受取人) 横浜市財政局 ファシリティマネジメント推進課 入札担当	受取人まで全て 記載してください。
---	----------------------

※持参による提出も可としますが、受取りのみとし、その場で内容確認はいたしません。

◆ 押印について

押印は入札参加申込から契約まで、全て同一の朱肉を使う印鑑を使用してください（スタンプタイプのものは不可。）。なお、落札となった場合には、売買契約に関する書類（契約書等）についても同一の印鑑を使用していただきますので、法人の場合は、代表者の肩書の入った印鑑をお願いします。

【入札の参加申込後】

- ☐ 参加申込後、横浜市から入札書等が郵送された（簡易書留又はレターパックプラス）。

※ 7月1日（火）までに書類が届かない場合は御連絡ください。

（045-671-2264 財政局ファシリティマネジメント推進課 入札担当）

【入札書提出前】

- ☐ 入札書と共に郵送された入札保証金納付書（振込用紙、ピンク色）に、金額・住所・氏名を記載した。
- ☐ 入札保証金納付書に記載した金額は、**入札金額の5%以上（円未満切上げ）の金額**であることを確認した（最低売却価格の5%以上ではありません。）。
- ☐ **横浜銀行の窓口で入札保証金を納付した。**
- ☐ 納付後、領収書（入札保証金納付書の控）を受け取った。
- ☐ 領収書をコピーした。

【入札書提出時】

- ☐ 入札期間内であることを確認した（**～7月11日（金）**）。また、郵送の場合、郵便局や郵便局ホームページで郵送物の到着が期間内であることを確認した。
- ☐ 入札書に、入札期間内の入札日付のほか、氏名・住所・物件情報・入札金額を記入した。また、入札書は訂正をしていないことを確認した。
- ☐ 入札書に用いた印鑑は一般競争入札参加申込書に用いたものと同じであることを確認し、**押印後、入札書の中封筒に入れた。**
- ☐ 押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」欄を全て記載し、訂正していない入札書の中封筒に入れた。（※「本件責任者及び担当者」が一般競争入札参加申込書の記載内容と異なる法人の場合は、開札時に担当者等の在籍を会社に照会します。未記載・訂正箇所がある、在籍が確認できないなど不備のある場合の入札は無効となります。）
- ☐ 1枚の中封筒には入札書は1枚しか入っていないことを確認した。
- ☐ 中封筒の表面を記載して封をした。
- ☐ **外封筒に、中封筒、入札参加申込書のコピー、入札保証金領収書のコピー（※1）、入札保証金返還請求書（※2）を同封した。**
 - ※1 原本は入札会場に入場する際に必要ですので、同封しないでください。
 - ※2 入札保証金返還請求書には見本を参考に必要事項を記載してください。
- ☐ 外封筒の宛先を確認し記入した。（郵送の場合）
- ☐ **郵送方法は、書留、簡易書留又はレターパックプラスとした。**

(郵送先)

〒231-0005
横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市役所内郵便局留
(受取人)
横浜市財政局
ファシリティマネジメント推進課 入札担当

※持参による提出も可としますが、受取りのみとし、その場で内容確認はいたしません。

※上記の宛先(横浜市役所内郵便局留)は入札参加申込及び入札期間以外には使用できません。

その期間以外には横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課(入札担当)へ直接お送りください。

【開札後】

□ (落札者のみ) 契約説明資料の送付を受けた。(開札日の翌日以降発送予定)

※ 落札者は、**7月25日(金)までに契約説明資料が届かない場合は御連絡ください。**

(045-671-2264 財政局ファシリティマネジメント推進課 入札担当)

※入札結果は、ホームページで開札日の午後5時までに公表予定です。(開札会場でも確認することができます。)

年 月 日

横浜市長

所在地（住所）

フリガナ
法人名（氏名）

フリガナ
代表者職氏名

代表者の生年月日 年 月 日生
(年号は和暦で記載)

誓 約 書

私は、横浜市が横浜市暴力団排除条例、神奈川県暴力団排除条例及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき、不動産売買契約により暴力団の活動を助長すること、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体を入札、契約から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約し、かつ同意します。

- 1 私は、不動産売買契約に際し、横浜市暴力団排除条例第 2 条又は第 7 条に定める者、神奈川県暴力団排除条例第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反する事実がある者、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体のいずれにも該当しません。
- 2 私は、横浜市暴力団排除条例第 2 条又は第 7 条に定める者、神奈川県暴力団排除条例第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反する事実がある者又は無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体の該当の有無を確認するため、役員名簿の提出に同意します。
- 3 私は、私が上記に該当する者でないことを確認するため、横浜市が本誓約書及び役員名簿を神奈川県警察本部長及び公安調査庁に提供することに同意します。
- 4 神奈川県警察又は公安調査庁からの通報、又は横浜市の調査により、私が上記で誓約した内容と異なる事実が判明した場合は、上記法令及び横浜市契約規則に基づき、横浜市が不動産売買契約を締結しないこと、又は不動産売買契約を解除することを承知し、かつ同意します。
- 5 私は、役員名簿に記載された全ての役員に誓約内容を説明し、同意を得ています。

ヨコハマの土地売ります！

第 15 号様式

役員名簿

法人所在地 _____

フリガナ

商号又は名称 _____

1	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
2	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
3	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
4	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
5	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
6	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
7	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
8	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
9	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				

10	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
11	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
12	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
13	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
14	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
15	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
16	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
17	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
18	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
19	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
20	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				

第4号様式

入札要領

第1条 入札希望者は、市有財産売払公告、市有財産一般競争入札売払募集要領、市有財産売買契約書（標準契約書）及び本要領を熟読の上入札してください。

第2条 現物と公示数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状を提出してください。

第4条 入札は所定の入札書により、入札日時（郵送入札は所定の日時まで）に提出しなければなりません。

第5条 入札者は入札前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上（円未満切上げ）に相当する金額を納付してください。

第6条 入札書には、入札者の住所氏名（法人の場合は所在地、法人名及び代表者職氏名）を記入の上、押印するものとします。押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記しなければなりません。また金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

第7条 提出済みの入札書は、その事由の如何にかかわらず、引換、変更又は取消しを行うことはできません。

第8条 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する者がした入札
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者がした入札
- 3 横浜市の市有地一般競争入札売払への入札参加資格を停止されている者がした入札
- 4 横浜市暴力団排除条例（平成23年横浜市条例第51号）第2条又は第7条の規定に該当する者がした入札
- 5 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反する事実がある者がした入札
- 6 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体がした入札
- 7 入札参加申込書を提出していない者がした入札
- 8 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
- 9 入札保証金の納付がないか、入札保証金振込領収証書の提示のない入札

- 10 納付した入札保証金が入札金額の100分の5（円未満切上げ）に満たない入札
- 11 最低売却価格に達しない入札
- 12 同一の物件に対して1人で2通以上の入札をした入札
- 13 入札書に入札者の住所、氏名の記入のない入札
- 14 入札書に入札者の押印がなく、かつ、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない若しくは不備がある、訂正をしている、又は在籍が確認できない場合
- 15 代理人による入札において、入札書に代理人の住所、氏名の記入及び委任状の添付のない入札
- 16 入札書に金額の記載がないか、金額を訂正した入札
- 17 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第19条に該当する入札
- 18 その他横浜市が入札書不完全と認めた入札

第9条 開札は市の指定した者を立会させて開札します。

第10条 落札者は、市の最低売却価格以上で最高額の入札をした者をもって決定します。ただし、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは直ちにくじによって落札者を決定します。

この場合入札者がくじを引かないとき又は引けないときは、市の指定した者にくじを引かせ落札者を決定します。この場合、異議の申し立てはできません。

第11条 非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）が落札者となった場合で、外国為替令（昭和55年政令第260号）第11条第3項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

第12条 入札保証金は、落札者を除き、銀行振込によりお返しします。落札者の入札保証金は、第14条に定める売買代金又は契約保証金の納付の際、売買代金又は契約保証金の一部に充当することができます。なお、落札者が入札保証金の返還を希望する場合は、契約締結後（売買代金又は契約保証金の納付確認後）にお返しします。

第13条 落札者との契約は、落札決定の日の翌日から原則として30日以内に行います。契約を締結しない場合には、落札者としての資格が失われ、入札保証金は横浜市に帰属することになります。

第14条 落札者は、契約締結の際、売払代金の全額を納付するか、契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切上げ）に相当する金額を納付してください。

第15条 落札者は、前条で契約保証金を納付した場合は、契約締結の日の翌日から30日以内に売払代金の全額を納付してください。この際、契約保証金を売買代金に充当することができます。落札者が契約保証金の返還を希望する場合は、売買代金の納

付確認後にお返しします。

なお、落札者が契約締結の日の翌日から３０日以内に売買代金を納付しない場合には、契約保証金は横浜市に帰属することになります。

第16条 本要領に定めのない事項は、地方自治法、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律、地方自治法施行令、神奈川県暴力団排除条例、横浜市暴力団排除条例、横浜市契約規則及び横浜市公有財産規則（昭和３９年３月横浜市規則第６０号）の定めるところにより処理します。

売 払 物 件 に つ い て

売払いの条件となりますので、必ずお読みください。

□ 契約の目的

売払物件（以下「物件」と言います。）は、原則、都市計画法及び建築基準法上の用途地域の制限に従った用途を想定した売買契約とし、これを契約の目的とします。また、別途契約条件に用途指定がある場合は、前述の考え方と合わせてその条件も契約の目的とします。

□ 地下埋設物について

・物件は原則、地歴調査による地下埋設物の存在の推定確認を行い、地下埋設物の存在が疑わしい物件については試掘等の調査を行っています。地下埋設物が存在する場合、物件調書に当該調査結果を記載しています。

・物件によっては、地中に自然石等が散見、あるいはまとまって存在する場合がありますが、自然石の撤去及び売買代金からの撤去費相当額の減額等について、横浜市（売主）は対応いたしません。

・物件によっては、湧水が出る場合がありますが、湧水の処理及び売買代金から湧水処理費相当額の減額等について、横浜市（売主）は対応しません。

□ 測量及び、境界立ち合い（筆界確認書）について

・物件は全て、物件調書に特段の記載のない限り、現況測量を行い、境界標の存在を確認しています。ただし、確定測量は行っていません。

・現況測量の結果と、不動産登記記録及び図面（法務局備え付けの地積測量図、又は区画整理換地図等）を比較した結果、境界点間距離及び面積は、全て不動産登記規則第10条第4項の許容誤差の範囲内にあります。このため、隣接地権者との筆界確認書は、原則として取り交わしていません。

□ 水害ハザードマップ等の情報について

・物件は全て、所在地若しくは物件が所在する町について、「横浜市行政地図情報提供システム」における「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」並びに横浜市ホームページ「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害の情報を確認しています。本情報の記載がない（浸水想定区域外もしくは過去の災害履歴（浸水）の該当がない）物件についても、雨の降り方や土地利用の変化等により浸水被害を被る可能性がありますので御注意ください。

・記載している地域防災拠点は「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」による情報です。

・物件が所在する町における過去の災害履歴は、横浜市総務局危機管理部緊急対策課がホームページ上で公表している「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害が発生した年代と累計の回数を記載しています（必ずしも当該災害が売買物件所在地において発生したものではありません。）。なお、大雨による浸水以外の被害（崖崩れや住居損壊等）については別途御確認ください。

□ 一般事項について

・物件は全て、物件調書に特段の記載のない限り、現状での売買及び引渡しとなります。買受に当っては、物件調書を御覧のうえ、必ず事前に現地及び近隣状況を御確認ください。なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。

最低売却価格は、一般事項及び物件調書の内容を考慮して、算定しています。一般事項及び物件調書の内容については、売買代金からの減額等について、横浜市（売主）は対応いたしません。

建物の建築を含む土地利用について、都市計画法、建築基準法、条例その他の法令等により課される制限や条件及び電気、ガス、水道等の供給処理施設の整備等について、横浜市（売主）は対応いたしません。

特に、開発行為を計画している場合や個人が自宅等の建築を目的に入札に参加される場合は、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。

- ・ 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵、U字溝、柵等の工作物が設置されていますが、これらの工作物の補修、修繕、改修、撤去、再築造、安全対策等及びその費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。また、これらの工作物の図面等はありません。
- ・ 物件によっては、敷地内及び隣接地に傾斜地が含まれていたり、擁壁、地下車庫、直壁等（付帯する水抜き穴等を含む）の構造物が築造されていますが、経年劣化による影響については確認しておらず、ひび、破損、エフロレッセンス（石灰質の析出）及び亀裂等が見られる場合もあります。また、隣接地の水抜き穴から排水が流れ込んでいる場合があります。これら傾斜地や構造物の補修、修繕、改修、撤去、再築造、安全対策等及びその費用負担、その他隣接地権者等との協議について、横浜市（売主）は対応いたしません。また、擁壁や地下車庫等の構造物について、宅地造成時の構造図面及び構造計算書、その他の図面等はありませんので、建築行為等にあたっては、必要な手続の申請先である各審査機関等へお問合せください。
- ・ 崖（がけ）等による敷地の安全措置に関する制限や条件については、特に御注意ください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件及び隣接地の擁壁、直壁及びブロック塀、樹木等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります。これら越境物の移設、撤去、再築造等及びその費用負担、その他隣接地権者等との協議等について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件によっては、上下水道設備及びガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認しておりません。これらの敷設設備の補修、修繕、改修、撤去、再築造、移設等及びその費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件の敷地内又は隣接地等に電柱、電線、ケーブル、ゴミ置き場、道路設置物（ガードレール等）及び道路標識（カーブミラー等を含む）等がある場合には、移設及び撤去の可否等の取扱いについて、設置者又は管理者等にお問合せください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 歩道の切下げ等の道路自費工事については、管理者にお問合せください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件の敷地内に、樹木、切り株及び雑草等がある場合、剪定、除去及び伐採等の費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。ごみ、ガラ及び碎石等の残置物除去についても同様です。
- ・ 土壌汚染については、物件調書に特段の記載のない限り、有害物質使用等の経過がないことを確認しています。
- ・ 地盤に関する調査は行っていません。地盤の改良や補強について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 分筆・地積更正等の登記の可否に関する確認は行っていません。

- ・物件の敷地内に、既に滅失した建物登記が残っていることが判明した場合、当該建物を横浜市が所有していた場合等を除き、横浜市（売主）は対応いたしません。

□ 各物件の詳細については、物件調書に記載しています。

（主な項目の見方）

所在地欄には、物件の筆頭地番を記載しています。

住居表示欄には、物件が位置する地域に住居表示が実施されている場合、その街区番号までを記載しています。

内訳、面積欄の記載内容は次のとおりです。

「公簿面積」 不動産登記記録上の地積を記載しています。

「現況測量面積」 現況測量の地積を記載しています（26 ページ参照）。

「地積測量図面積」 法務局備え付けの地積測量図による地積を記載しています。

道路と敷地の関係欄には、物件に隣接している道路の方角及び道路幅員を記載しています。

法令に基づく制限欄

都市計画法・建築基準法欄には都市計画法・建築基準法に基づく制限について記載しています。制限の詳細については、本市WEBページ又は担当の窓口へお問合せください。

本市WEBページ「建築・宅地に関する一般相談・窓口案内、不動産調査（重要事項説明等）」参照

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/annai/20140401121655.html>

- ・建築基準法第22条の規定による区域指定は横浜市一円です（昭和26年10月告示第132号）が、「防火地域」「準防火地域」では適用されません。
- ・日影による中高層の建築物の高さの制限（日影規制）は、建築基準法第56条の2第1項及び横浜市建築基準条例第4条の4により制限対象となる地域・区域を指定し、規制対象となる建築物及び規制時間を定めています。

その他の制限欄には、都市計画法・建築基準法以外の法令に基づく制限について記載しています。制限の詳細については、本市WEBページ又は所管課へお問合せください。

- ・宅地造成等規制法に定める宅地造成工事規制区域に位置する物件における切土・盛土等の宅地造成行為に当たっては、横浜市長の許可が必要となる場合があります。
- ・「周知の埋蔵文化財包蔵地」において、土木工事等を実施する場合は、事前に届出等を行う必要があります。埋蔵文化財包蔵地に該当する場合は、教育委員会事務局生涯学習文化財課（045-671-3284）と協議をお願いします。また、土木工事等の計画にあたっては、事前に必ず同課へお問合せください。
- ・緑化地域では、敷地面積500㎡以上から緑化率の規制の対象となります。
- ・駐車場条例の附置義務区域において、一定の要件を満たす建築物を新築、増築又は用途変更する場合、駐車場の設置が義務付けられます。また、附置義務区域は、「駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域」と「周辺地区又は自動車ふくそう地区」の大きく2つに分けられ、設置台数等に関する基準は、各々異なります。なお、建築基準法の確認申請前に条例の届出が必要となります。

※ 法令に基づく制限欄の事項は、横浜市まちづくり地図情報提供システム（i マップ）を基に、区域・地域等に指定されているものを記載しております。詳細については、所管課へお問合せください。

また、物件の個別条件によっては建築協定・道路斜線制限等、建築基準法その他の法令等の定めにより、建ぺい率・容積率をはじめ、別途制限や条件が課される場合があります。その他に、建築計画の内容によっては、街づくり協議指針等により、別途制限が課される場合があります。

なお、都市計画決定内容は募集時点におけるものであり、将来変更される場合があります。

私道の負担等に関する事項欄には、私道の負担又はセットバック等の有無、その内容について記載しています。

供給処理施設の状況欄の記載内容は次のとおりです。

- ・それぞれの設置者及び管理者が保有する台帳等に基づいて記載していますが、現地の状況と一致していない場合があります。詳細につきましては、それぞれの設置者及び管理者へお問合せください。

・施設の種類

「有」… 物件の敷地内に引込管、電線、桟等が整備済みであることを示しています。ただし、引込管、電線、桟等の劣化や、使用が可能であるか否かの調査は行っていない場合があります。経年劣化等により設備が現状のままで使用できない場合があります。

「可」… 物件の前面道路に配管等が整備済みであることを示しています。物件内への引き込みには別途工事が必要です。

「無」… 前面道路に配管等がありません。

- ・整備、補修、再整備及びその費用負担等について、横浜市は対応いたしません。

公共施設等欄には、物件が属する区役所及び横浜市立の小・中学校の方角・直線距離を記載しています。（距離は目安です。）

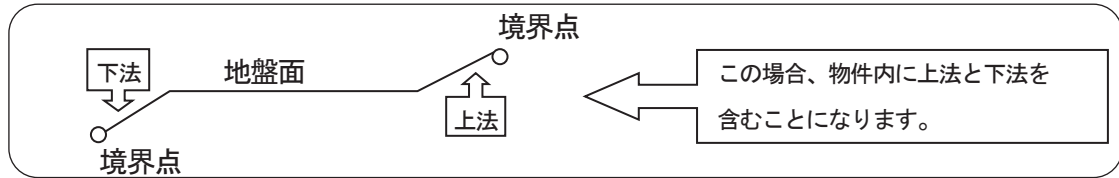
- ・横浜市立の小・中学校については、最短距離の学校ではなく、当該地の通学区域に指定されている学校を記載しています。
- ・通学区域は変更になる場合がありますので、その都度御確認ください。なお、小・中学校の記載については、教育委員会事務局WEBページの小中学校等・通学区域制度の情報を基にしております。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/gakku-meibo/tsugakukuiki/gakku.html>

留意事項欄では、上記項目等の詳細、売払物件の状況、工作物・構造物、隣接地の状況及び売買契約の特記事項等、御留意いただきたい点について記載しております。

- ・物件内に法（のり）を含んでいる場合、物件の地盤面に対して下の部分を「下法（したのり）」、上の部分を「上法（うわのり）」と記載しています。

（上法、下法の位置関係）



案内図は、現地までの略図です。

交通機関欄の（道路距離）とは、直線距離ではなく、駅などの交通機関施設から物件まで道路に沿って測定した距離のことです。

- ・徒歩所要時間は、80mを1分として換算しています。
- ・公共交通機関は調査時点のものであり、変更されている場合があります。

現況図は、土地の面積・形状、境界標の点間距離、構造物及び工作物等の位置を図面に表した参考図です。

※なお、現地確認の際は、近隣の御迷惑にならないよう御配慮くださいますようお願いいたします。

ヨコハマの土地売ります！

物 件 調 査

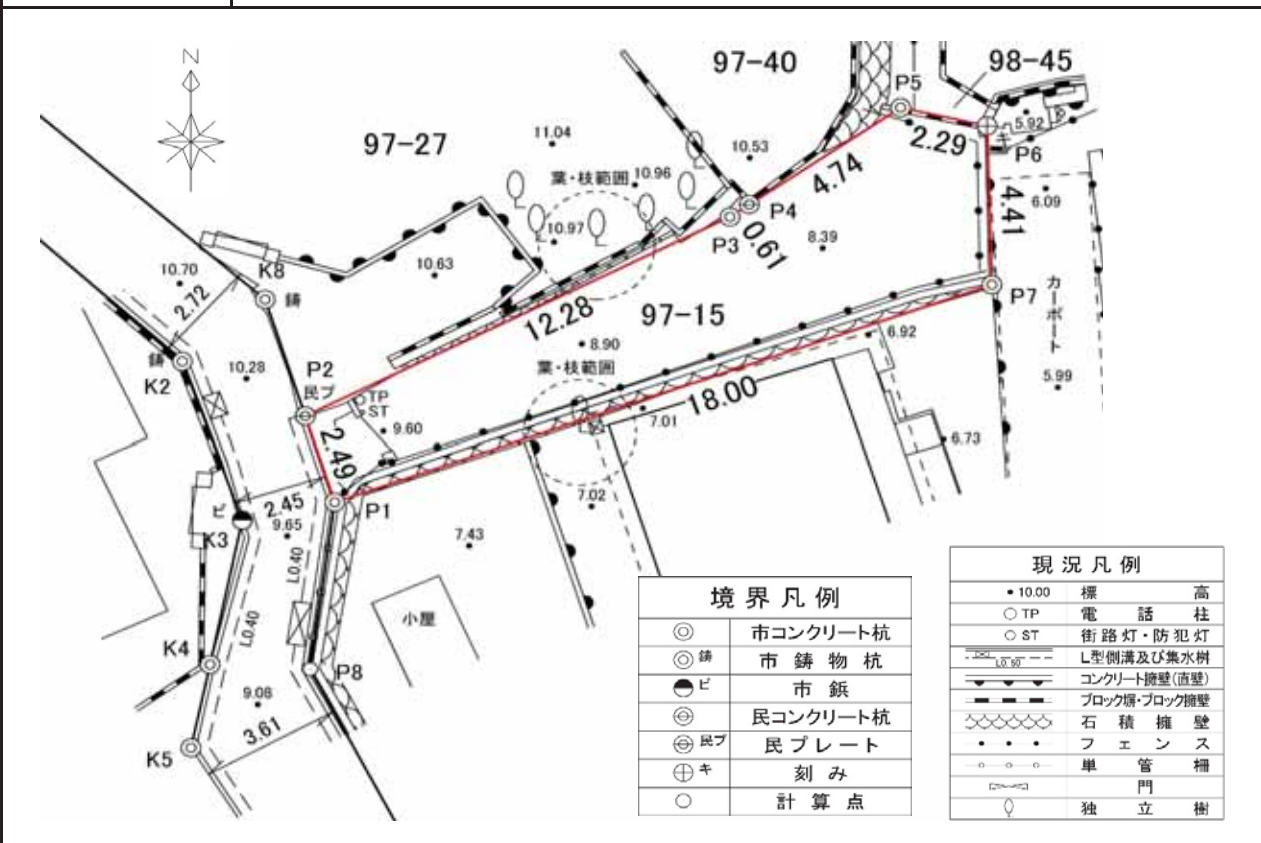
物件番号 2851				最低売却価格		683万円			
所 在 地		横浜市西区境之谷9 7 番 1 5							
住 居 表 示		—							
内 訳 、 面 積		地 番		地 目		公 簿 面 積		現 況 測 量 面 積	
		9 7 番 1 5		宅 地		7 0 . 7 0 m ²		—	
								—	
		合計（1筆）		※1		7 0 . 7 0 m ²		—	
道路と敷地の関係		南西側で幅員約2.4mの舗装市道（建築基準法第42条第2項道路）に接道							
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都 市 計 画 区 域		市街化区域		用 途 地 域		第2種中高層住居専用地域	
		建 ぺ い 率		6 0 %		容 積 率		1 5 0 %	
		外壁後退距離		—		敷地面積最低限度		—	
		防火・準防火地域等		—		防火・準防火地域等		準防火地域	
		日影規制（高さが1 0 mを超える建築物/ 4 . 0 m/ 3 時間/ 2 時間）							
	その他の制限	緑化地域（都市緑地法）							
		不燃化推進地域（不燃化推進条例）、駐車場条例の附置義務区域（周辺地区）							
		宅地造成等工事規制区域（全市域）、景観計画（全市域）							
		周知の埋蔵文化財包蔵地（文化財保護法）※ 2							
	私道の負担等に関する事項		負担等の有無		有		負担等の内容		セットバック（道路後退）有 ※ 3
供給処理 施設の状況	施設の種類		状 況				事 業 所 等		
	電 気	可	地上配線				東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001		
	上水道	可	南西側前面道路配管200mm、敷地内引込管無し				横浜市水道局給水工事受付センター045-489-3085		
	下水道	可	南西側前面道路配管（合流250mm）、敷地内樹無し				横浜市西区西土木事務所 045-242-1313		
	都市ガス	可	南西側前面道路配管（低圧80mm）、敷地内引込管無し				東京ガス㈱お客様センター 0570-002211		
公 共 施 設 等	西区役所			横浜市立稲荷台小学校			横浜市立岩井原中学校		
	物件の北東方 約1 . 2 km			物件の北方 約0 . 6 km			物件の北西方 約0 . 9 km		
留 意 事 項	本物件は現況での引渡しとなります。 「売払物件について」(P.26)は売払いの条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に現地を十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物（土地に定着する人工物等）、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市（売主）は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市（売主）は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。 ※1 本物件は公簿面積により売却します。 ※2 本物件は周知の埋蔵文化財包蔵地（県管理番号14）内に一部該当しています。土木工事等を行うにあたっては事前に届出等が必要になります。 ※3 本物件の南西側道路は、建築基準法第42条2項に該当する道路に指定されています。物件内に建築物等を建築する際には道路中心線から水平距離で2mのセットバックが必要です。 ・本物件敷地内西側に東京電力・NTTの電柱及び支柱が設置されており、架線の一部が本物件上空を通過しています。いずれも移設・撤去等の確認はしていません。また、本物件敷地内西側に横浜市所有の防犯灯が設置されています。移設等については、横浜市西区役所地域振興課（045-320-8393）へお問い合わせください。 ・本物件は南西側で幅員約2.4mの舗装市道に接道する、不整形の一方路地（中間画地）です。 ・本物件は北西側隣接地より約0.8～2.1m低く、北東側隣接地より約0.3～0.4m高くなっています。また、東側隣接地及び南側隣接地より約1.5～2m高くなっています。いずれも間に擁壁が設置されています。 ・南西側道路とは概ね等高に接していますが、敷地内は南西側から北東に向かって緩やかな下り傾斜になっています。 ・地域住民及び横浜市資料によると、本物件は横浜大空襲で焼失した稲荷社を再建し（年度不明）、以降は平成7年の祠撤去まで稲荷社の敷地として利用されていました。その後は地域の子供の遊び場や防災倉庫の敷地などとして令和6年2月まで町内会に貸付が行われていました。 ・北側隣接地の構造物（コンクリートタタキ）の一部、土間コンクリート東側隣接地の土間コンクリート、ブロック塀及びカーポート柱の一部並びに南側隣接地の建物に付随する金具及び雨樋が本物件上に位置しています。これらについては、隣接地権者との間で取り交わした「現況工作物に関する確認書」がありますので、地位の承継をしていただきます（売買契約書に明記）。詳細については、横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課（045-671-2264）にお問い合わせください。 ・本物件のブロック擁壁が北東側隣接地に、ブロック擁壁及びフェンスが北西側隣接地に位置しています。これらについては、隣接地権者との間で取り交わした「現況工作物に関する確認書」がありますので、地位の承継をしていただきます（売買契約書に明記）。詳細については、ファシリティマネジメント推進課（045-671-2264）にお問い合わせください。 ・本物件の擁壁の一部が南側隣接市所有地（97番16）に越境しています。擁壁を再構築又は撤去する際は、隣接地内にある擁壁の越境部分を撤去する必要があります（売買契約書に明記）。詳細については、ファシリティマネジメント推進課（045-671-2264）にお問い合わせください。 ・南側隣接地の樹木の一部が本物件敷地内に位置しています。この敷地は横浜市所有の貸付地のため、樹木の剪定等にあたっては借受人と協議をお願いいたします。 ・北東側隣地の擁壁の水抜き穴から本物件に水が流れることがあります。隣接地権者との協議等について、横浜市（売主）は対応いたしません。 ・本物件敷地内東側地表面に、コンクリート様の工作物（貯水槽、稲荷社の底板等）が確認されています。これらについては最低売却価格に反映しているため、横浜市（売主）は契約不適合責任を負いません。市ホームページに「試掘調査時の写真」を掲載していますので御確認ください。 ・本物件の敷地内に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等で御確認ください。 ・本物件は不燃化推進地域に該当し、建物を建てる際は、原則として全ての建物を「準耐火建築物」以上とすることが義務付けられています。 ・本物件の西方約100m付近に久保山墓地があります。 ・本物件の残置物等の撤去・移転等については横浜市（売主）は対応いたしません。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることを御了承ください。								
	「売払物件について」も必ず御確認ください。								
	本物件の売払人（連絡先）		横浜市（財政局 ファシリティマネジメント推進課 045-671-2264）						

案 内 図



交 通 機 関 京浜急行本線「南太田」駅 徒歩13分

現 況 図



物件調書

物件番号 2852				最低売却価格		6,522万円	
所在地		横浜市南区別所五丁目789番12 外2筆					
住居表示		横浜市南区別所五丁目6番街区					
内訳、面積	地番		地目	公簿面積		現況測量面積	
	789番12		宅地	189.57㎡		—	
	789番13		宅地	189.85㎡		—	
	789番14		宅地	193.12㎡		—	
	合計(3筆)		※1	572.54㎡		—	
道路と敷地の関係		南東側で幅員約6.5mの舗装市道(建築基準法第42条第1項第1号道路)に接道					
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域		市街化区域		用途地域	第1種低層住居専用地域
		建ぺい率	50%	容積率	100%	高度地区	第1種高度地区
		外壁後退距離	—	敷地面積最低限度	100㎡	防火・準防火地域等	準防火地域
		日影規制(軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間)					
	その他の制限	建築物の高さの限度10m					
		緑化地域(都市緑地法)、宅地造成工事規制区域(旧宅地造成等規制法)					
		宅地造成等工事規制区域(全市域)、景観計画(全市域)					
土砂災害警戒区域(土砂災害防止法)※2、土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法)※2							
私道の負担等に関する事項		負担等の有無	無	負担等の内容	—		
供給処理 施設の状況	施設の種類		状況			事業所等	
	電気	可	地上配線			東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001	
	上水道	有	南東側前面道路配管150mm・敷地内引込25mm(3か所) 止水栓あり(3か所)			横浜市水道局給水工事受付センター045-489-3085	
	下水道	有	南東側前面道路配管(合流250mm) 敷地内併あり(3か所)			横浜市南区南土木事務所 045-341-1106	
	都市ガス	有※3	南東側前面道路配管(低圧150mm)・敷地内引込25mm(3か所)			東京ガス㈱お客様センター 0570-002211	
公共施設等	南区役所		横浜市立別所小学校		横浜市立南が丘中学校		
	物件の北東方 約4.5km		物件の北西方 約0.3km		物件の南東方 約0.6km		
留意事項	本物件は現況での引渡しとなります。 「売却物件について」(P.26)は売払いの条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に現地を十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。 ※1 本物件は公簿面積により売却します。 ※2 本物件は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(自然現象の種類:急傾斜地の崩壊、告示番号:神奈川県告示第427号、告示年月日:平成30年9月11日、区域番号:105-H20-046、区域名:別所5丁目1※いずれも同区域)に位置しています。 なお、本物件敷地内北西側の一部が土砂災害特別警戒区域に該当しています。建物構造等に制限が課される場合がありますので、詳細は神奈川県横浜川崎治水事務所(045-411-2500)へ御確認ください。 ※3 東京ガス㈱の図面上は敷地内に引込がありますが、現地調査においては引込位置を確認できておりません。						
	・本物件は周辺一帯の開発許可(許可番号:第62開503号、許可年月日:昭和62年9月2日、検査済証交付年月日:平成1年12月27日、完了公告年月日:平成4年5月25日)及び宅造許可(許可番号:第62規511号、許可年月日:昭和62年9月2日、検査済証交付年月日:平成1年12月27日、完了公告年月日:平成4年5月25日)を得て開発・造成された画地です。 ・本物件は密集市街地における地震火災対策計画(対策地域)となっています。 ・本物件は南東側で幅員約6.5mの舗装市道に接面する略台形地の一方路地(中間画地)です。 北東側隣接地より約0.9～2.4m高い 南東側道路より約2.4～3m高い(2か所階段の設置有り) 西側隣接地より約0～3.0m(南側)高い 北側隣接地より約4～5m低い ・敷地内は概ね平坦です。 ・隣接地、道路からの高低差及び敷地内高低差部分には擁壁が設置されています。 ・本物件の敷地内に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等で御確認ください。なお、北側(境界標K14-K15-K16-K18-K17)隣接地との間にはフェンス等がないため、境界標K15、K16、K18付近に目印となる木杭を設置しています。境界は現地にて御確認ください。 ・北東側(境界標K7-K14)隣接地の地先ブロック、コンクリート擁壁が本物件上に位置しています。また、本物件のコンクリート擁壁とフェンスが北側(境界標K17付近)隣接地に位置しています。これらについては、隣接地権者との間で取り交わした「現況工作物に関する確認書」がありますので、地位の承継をしていただきます(売買契約書に明記)。詳細については、横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課(045-671-2264)にお問い合わせください。 ・北東側(K14付近)及び北西側隣接地の樹木の一部が本物件敷地内に位置しています。樹木の剪定等にあたっては隣接地権者との協議が必要となります。 ・本物件内の南東側沿いに樹木が複数本位置しており、一部の枝葉が道路に越境しています。 ・本物件内にU字溝の一部及びオイル缶等の残置物等があります。これらの残置物等の撤去・移転等については横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることを御了承ください。						
「売却物件について」も必ず御確認ください。							
本物件の売出人(連絡先)		横浜市(財政局 ファシリティマネジメント推進課 045-671-2264)					

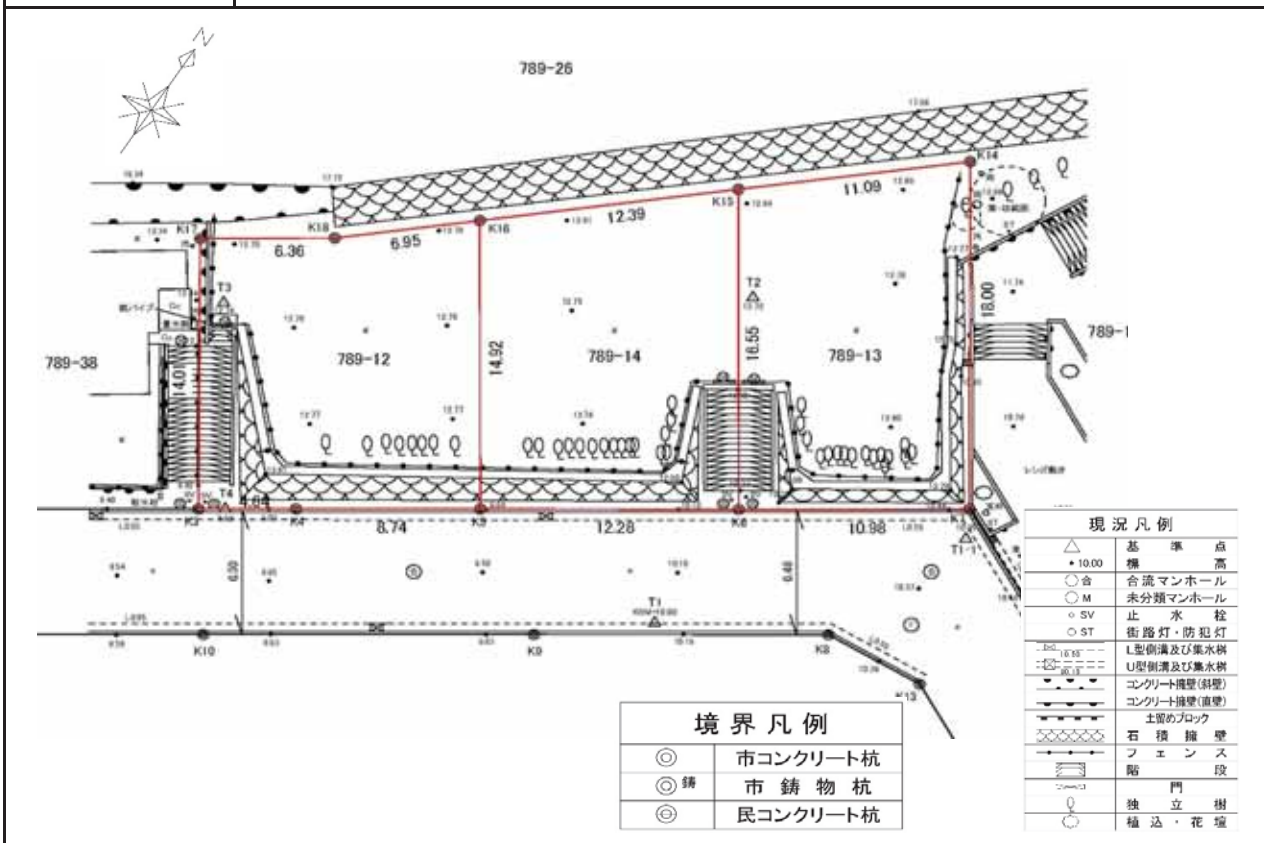
案内図



交通機関

- ・横浜市営地下鉄ブルーライン・京浜急行本線「上大岡」駅 徒歩20分
- ・同駅より「普門院前」バス停下車 徒歩4分

現況図



物 件 調 書

物件番号 2853				最低売却価格		4,891万円					
所 在 地		横浜市南区蒔田町字三度台1018番85 外1筆									
住 居 表 示		—									
内 訳 、 面 積		地 番		地 目		公 簿 面 積		現 況 測 量 面 積			
		1018番85		宅 地		1209.72㎡		—			
		1023番24		宅 地		0.85㎡		—			
		合計（2筆）		※1		1210.57㎡		—			
道路と敷地の関係		西側で幅員約6.5m（建築基準法第42条第1項第1号道路）、東側で幅員約3.2mの舗装市道（建築基準法第42条第2項道路）に接道 ※2									
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域		市街化区域		用途地域		第1種住居地域			
		建 ぺ い 率		60%		容 積 率		200%			
		外壁後退距離		—		敷地面積最低限度		—			
						防火・準防火地域等		準防火地域			
	日影規制（高さが10mを超える建築物/4.0m/4時間/2.5時間）										
	その他の制限	緑化地域（都市緑地法）、宅地造成工事規制区域（旧宅地造成等規制法）、宅地造成等工事規制区域（全市域）									
駐車場条例の附置義務区域（周辺地区）、景観計画（全市域）											
土砂災害警戒区域（土砂災害防止法）※3											
私道の負担等に関する事項		負担等の有無		無		負担等の内容		※2			
供給処理 施設の状況		施設の種類		状 況				事 業 所 等			
		電 気		可		地上配線				東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001	
		上水道		有※4		・西側前面道路配管150mm 敷地内引込50mm（北側）、25mm（南側） 南側止水栓有り ・東側前面道路配管無し				横浜市水道局給水工事受付センター045-489-3085	
		下水道		可※5		・西側前面道路配管（合流350mm・450mm） ・東側前面道路配管（合流250mm） ・敷地内樹無し				横浜市南区南土木事務所 045-341-1106	
		都市ガス		有※6		・西側前面道路配管（低圧80mm）、敷地内引込30mm				東京ガス㈱お客センター 0570-002211	
公 共 施 設 等		南区役所			横浜市立蒔田小学校			横浜市立蒔田中学校			
		物件の北東方 約1.7km			物件の北西方 約0.2km			物件の北西方 約0.9km			
留意事項		本物件は現況での引渡しとなります。 「売払物件について」(P.26)は売払いの条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に現地を十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物（土地に定着する人工物等）、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市（売主）は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市（売主）は対応しませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。 ※1 本物件は公簿面積により売却します。 ※2 本物件の東側道路は建築基準法第42条2項狭あい道路に指定されており、横浜市建築局建築防災課と協議が必要です。 ※3 本物件の北側の一部は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域（自然現象の種類：急傾斜地の崩壊、告示番号：神奈川県告示第427号、告示年月日：平成30年9月11日、箇所番号：105-H19-072、箇所名：蒔田町3-7）に位置しています。 ※4 水道局の図面上は敷地内に引込（敷設平成元年）がありますが、現地調査においては南側の止水栓は確認できましたが、北側の敷地内引込については位置を確認できておりません。 ※5 下水道河川局の図面上は敷地内に合流管の接続樹がありますが、現地調査においては位置を確認できておりません。なお、敷地内北東側に雨水枡があることを現地調査において確認しております。 ※6 東京ガス㈱の図面上は西側道路から敷地内に2箇所引込がありますが、現地調査においては引込位置を確認できておりません。なお、敷地の南側については現地調査においてガス管表示杭を確認しております。 ・この土地の、開発許可を伴う土地利用については、事前に横浜市建築局宅地審査部宅地審査課（045-671-4515）にお問合せください。 ・本物件は周辺一帯の開発許可（許可番号：第63開506号、許可年月日：昭和63年12月21日、検査済証交付年月日：平成4年9月21日、完了公告年月日：平成7年7月5日）及び宅造許可（許可番号：第63規519号、許可年月日：昭和63年12月21日、検査済証交付年月日：平成4年9月21日、完了公告年月日：平成7年7月5日）を得て開発・造成された画です。 ・本物件は密集市街地における地震火災対策計画（対策地域）となっています。 ・本物件は西側で幅員約6.5mの舗装市道、東側で幅員約3.2mの舗装市道に接面する、不整形の二方路地です。なお、東側市道からは高低差があるため出入りはできません。なお、本物件南西側の階段は建築基準法42条道路に該当しない否道路です。 ・本物件は東側道路より約6～7m高く、南東側隣接地より約2.5～6m高く、南西側隣接地より約3～5m低くなっています。また、西側道路からは、南側敷地が約1.3～4m、北側敷地が約0.2～2.4m低くなっています。さらに、北側隣接地よりは約1.5～6m高い位置にあります。 ・本物件の敷地内には高低差があり、本物件北側が南側より約2m程度低くなっています。道路及び隣接地との高低差及び敷地内高低差部分には擁壁が設置されています。敷地内は前記高低差を除き概ね平坦です。 ・本物件の敷地内に一部コンクリート片の埋設物が確認されていますが、これらについては最低売却価格に反映しているため、横浜市（売主）は契約不適合責任を負いません。市ホームページに試掘調査結果資料を掲載していますので御確認ください。 ・擁壁下の北東側隣接地の土間コンクリート及び南東側隣接地の屋根、雨樋、給湯器、ブロック擁壁、フェンス、土間コンクリート、雨よけ、建物、樹、車止、物置が本物件上に位置しています。これらについて、隣接地権者との間で取り交わした「現況工作物に関する確認書」がありますので、その地位の承継をしていただきます（売買契約に明記）。詳細については、ファシリティマネジメント推進課にお問い合わせください。 ・本物件の敷地内北側に所有者不明のU字溝及びその付帯物があります。 ・西側市道の排水及び擁壁の水抜き穴から出る水が、本物件敷地内のU字溝に流れる可能性があります。これに関する隣接地権者等との協議について、横浜市（売主）は対応いたしません。なお、詳細については、道路管理者である南土木事務所（045-341-1106）までお問い合わせください。 ・擁壁下の南東側隣接地の樹木の一部が本物件敷地内に位置しています。樹木の剪定等にあたっては隣接地権者との協議が必要となります。 ・本物件の残置物等の撤去・移転等については横浜市（売主）は対応いたしません。 ・本物件の敷地内に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等で御確認ください。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることを御了承ください。 「売払物件について」も必ず御確認ください。									
本物件の売払人（連絡先）		横浜市（財政局 ファシリティマネジメント推進課 045-671-2264）									

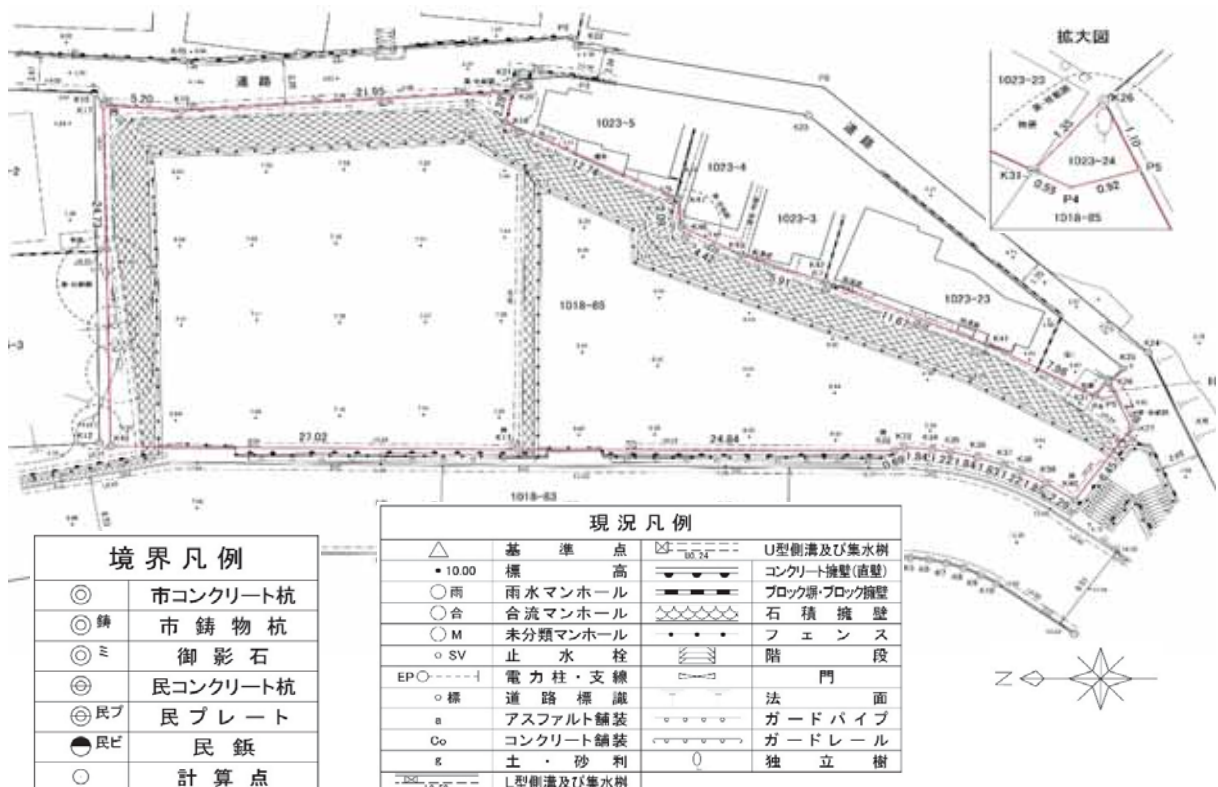
案内図



交通機関

横浜市営地下鉄ブルーライン「蒔田」駅 徒歩13分

現況図



物 件 調 書

物件番号 2854				最低売却価格		2,469万円	
所在地		横浜市磯子区岡村三丁目6 2 4 番3、横浜市南区蒔田町字谷戸田上9 7 7 番2 5					
住居表示		横浜市磯子区岡村三丁目2 5 番街区					
内 訳、面 積		地 番		地 目	公 簿 面 積	現 況 測 量 面 積	
		6 2 4 番3		宅 地	1 3 7. 9 0 m ²	—	
		9 7 7 番2 5		宅 地	1 6. 7 4 m ²	—	
						—	
		合計（2筆）		※1	1 5 4. 6 4 m ²	—	
道路と敷地の関係		西側で幅員約8.5mの舗装市道（建築基準法第42条第1項第1号道路）に接道					
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域		市街化区域		用途地域	第1種住居地域
		建 ぺ い 率	6 0 %	容 積 率	2 0 0 %	高度地区	第4種高度地区
		外壁後退距離	—	敷地面積最低限度	—	防火・準防火地域等	準防火地域
		日影規制(高さが1 0 mを超える建築物/4. 0 m/4時間/2. 5時間)					
	その他の制限	緑化地域(都市緑地法)、宅地造成工事規制区域(旧宅地造成等規制法)、宅地造成等工事規制区域（全市域）					
		駐車場条例の附属義務区域(周辺地区)、不燃化推進地域(不燃化推進条例)					
景観計画(全市域)							
私道の負担等に関する事項		負担等の有無	無	負担等の内容	—		
供給処理 施設の状況		施設の種類の		状 況		事 業 所 等	
		電 気	可	地上配線		東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001	
		上水道	有	西側前面道路配管300mm・敷地内引込25mm 止水栓有り		横浜市水道局給水工事受付センター045-489-3085	
		下水道	有	西側前面道路配管(合流600mm)・敷地内桝有り		横浜市磯子区磯子土木事務所 045-761-0081	
		都市ガス	有※2	西側前面道路配管(低圧200mm)、敷地内引込30mm		東京ガス㈱お客様センター 0570-002211	
公 共 施 設 等		南区役所		横浜市立蒔田小学校		横浜市立蒔田中学校	
		物件の北東方 約1. 9 km		物件の北東方 約0. 3 km		物件の北西方 約1. 0 km	
留 意 事 項		本物件は現況での引渡しとなります。 「売却物件について」(P.26)は売払いの条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に現地を十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。 ※1 本物件は公簿面積により売却します。 ※2 東京ガス㈱の図面上は敷地内に引込がありますが、現地調査においては引込位置を確認できておりません。 ・本物件は周辺一帯の開発許可(許可番号:(5変8)第4開901号、許可年月日:平成4年10月13日、検査済証交付年月日:平成7年2月15日、完了公告年月日:平成7年7月5日)及び宅造許可(許可番号:第5規901号、許可年月日:平成4年10月13日、検査済証交付年月日:平成7年2月15日、完了公告年月日:平成7年7月5日)を得て開発・造成された画地です。 ・本物件は西側で幅員約8.5mの舗装市道に接面する、台形地の一方路地(中間画地)です。 西側道路より約0～1.7m高い(一部階段有り) 南側隣接地より約1.7m高い 東側隣接地より約1.2m程度低い 北側隣接地より約0～1.7m程度高い なお、一部敷地内高低差があり、対象地内北側の一部(約15㎡)程度は、西側道路及び北側隣接地と概ね等高に接面しています。その他敷地内は概ね平坦です。 ・上記高低差及び敷地内高低差部分には擁壁が設置されています。 ・本物件の残置物等の撤去・移転等については横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の敷地内設置の管理用フェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等で御確認ください。 ・本物件の南側隣接地は消防団器具置場となっているため、火災発生時等に、車両の出入庫や器具の取り出しに伴う騒音等が発生する可能性があります。 ・本物件の北側隣接地及び東側隣接地は駐車場になっているため、車両の出入庫に伴い騒音、排気ガス等が発生する可能性があります。 ・本物件の南東方に「岡村三丁目第二公園」があります。風向きや気象条件によっては砂埃が舞い、子供の歓声等が聞こえる場合があります。 ・本物件は不燃化推進地域に該当し、建物を建てる際は、原則として全ての建物を「準耐火建築物」以上とすることが義務付けられています。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることを御了承ください。					
		「売却物件について」も必ず御確認ください。					
本物件の売出人(連絡先)		横浜市(財政局 ファシリティマネジメント推進課 045-671-2264)					

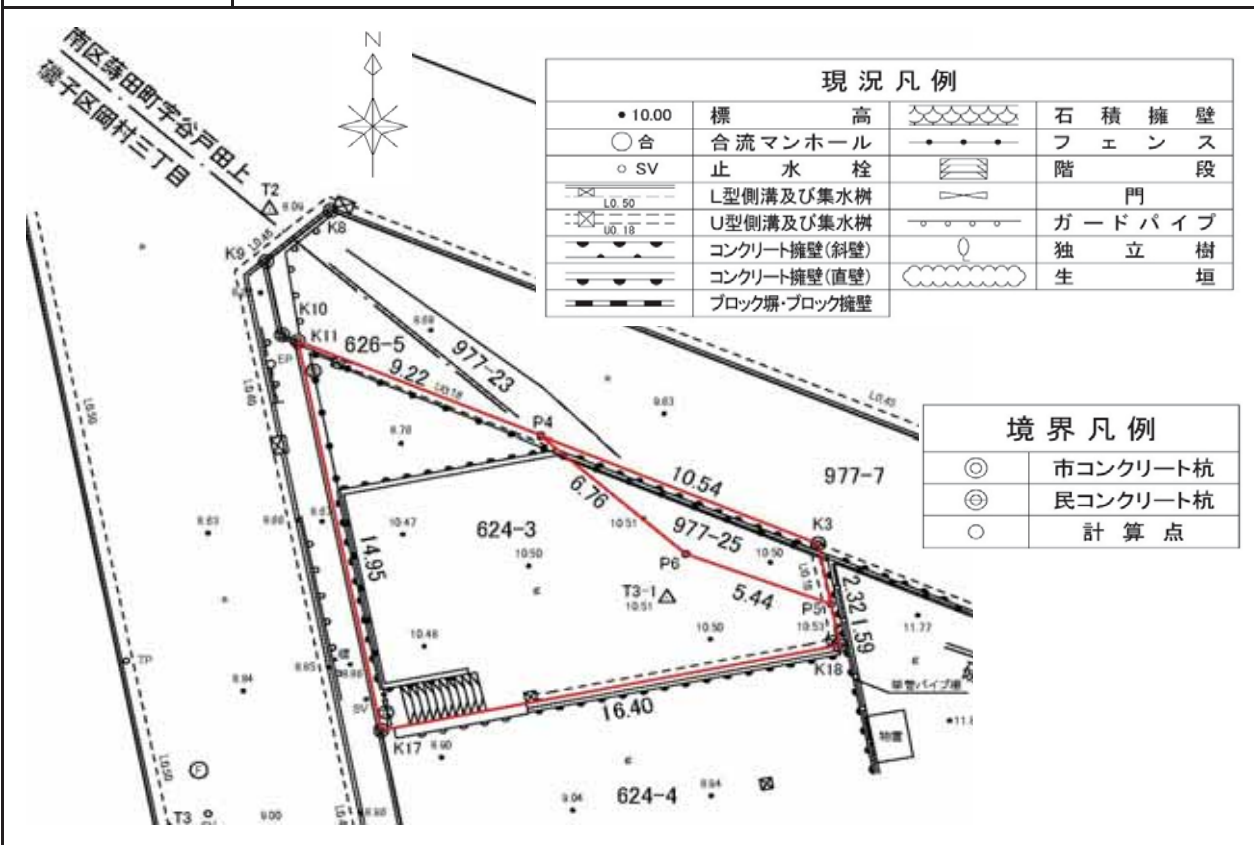
案 内 図



交 通 機 関

横浜市営地下鉄ブルーライン「蒔田」駅 徒歩11分

現 況 図



物件調書

物件番号 2855			最低売却価格		3,909万円	
所在地		横浜市磯子区岡村三丁目624番6、横浜市南区蒔田町字谷戸田上977番15				
住居表示		横浜市磯子区岡村三丁目25番街区				
内訳、面積		地番		地目	公簿面積	現況測量面積
		624番6		宅地	187.27㎡	—
		977番15		宅地	82.66㎡	—
						—
		合計(2筆)		※1	269.93㎡	—
道路と敷地の関係		北東側で幅員約6.5mの舗装市道(建築基準法第42条第1項第1号道路)に接道				
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域		市街化区域		用途地域
		建ぺい率		60%		容積率
		外壁後退距離		—		敷地面積最低限度
		—		—		防火・準防火地域等
	日影規制(高さが10mを超える建築物/4.0m/4時間/2.5時間)					
	その他の制限	緑化地域(都市緑地法)、宅地造成工事規制区域(旧宅地造成等規制法)、宅地造成等工事規制区域(全市域)				
駐車場条例の附置義務区域(周辺地区)、不燃化推進地域(不燃化推進条例)						
景観計画(全市域)						
私道の負担等に関する事項		負担等の有無	無	負担等の内容	—	
供給処理 施設の状況		施設の種類		状況		事業所等
		電気	可	地上配線		東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001
		上水道	有	北東側前面道路配管150mm・敷地内引込25mm 止水栓有り		横浜水道局給水工事受付センター045-489-3085
		下水道	有	北東側前面道路配管(合流400mm)・敷地内樹有り		横浜市磯子区磯子土木事務所 045-761-0081
		都市ガス	有※2	北東側前面道路配管(低圧50mm)、敷地内引込50mm		東京ガス㈱お客様センター 0570-002211
公共施設等		南区役所		横浜市立蒔田小学校		横浜市立蒔田中学校
		物件の北東方 約1.9km		物件の北東方 約0.3km		物件の北西方 約1.0km
留意事項	本物件は現況での引渡しとなります。 「売却物件について」(P.26)は売却の条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に現地を十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。 ※1 本物件は公簿面積により売却します。 ※2 東京ガス㈱の図面上は敷地内に引込がありますが、現地調査においては引込位置を確認できておりません。 ・本物件は周辺一帯の開発許可(許可番号:5(変8)第4開901号、許可年月日:平成4年10月13日、検査済証交付年月日:平成7年2月15日、完了公告年月日:平成7年7月5日)及び宅造許可(許可番号:第5規901号、許可年月日:平成4年10月13日、検査済証交付年月日:平成7年2月15日、完了公告年月日:平成7年7月5日)を得て開発・造成された画地です。 ・北東側で幅員約6.5mの舗装市道に接面する略台形地の一方路地(中間画地)です。 高低差は次の通り。 北東側道路より約0～2.5m程度高い 東側隣接地より約0～2.5m程度高い 南側隣接地より約2m程度低い 南西側隣接地より約2.5m程度高い なお、一部敷地内高低差があり、本物件内の北西側の一部(約25㎡程度)は、北東側道路及び西側隣接地と概ね等高に接面しています。また、この高低差部分に階段が設置されています。 ・対象地内は上記高低差を除き概ね平坦です。 ・上記高低差及び敷地内高低差部分には擁壁が設置されています。 ・敷地内高低差の下部分は土間コンクリートが設置されています。 ・本物件の敷地内に設置のフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等で御確認ください。 ・北西側に隣接する市有地の管理フェンスの一部が本物件上に位置しています。このフェンスの取扱いについては、横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課(045-671-2264)にお問い合わせください。 ・南側隣接地のフェンスの一部が2か所本物件上に位置しています。これについては、隣接地権者と取り交わした「現況工作物に関する確認書」がありますので、地位の継承をしていただきます(売買契約書に明記)。詳細についてはファシリティマネジメント推進課(045-671-2264)にお問い合わせください。 ・南側及び西側隣接地の樹木の一部が本物件敷地内に位置しています。樹木の剪定等にあたっては隣接地権者との協議が必要となります。 ・本件敷地内北西側の階段下付近に残置物があります。なお、本物件の残置物等の撤去・移転等については横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本件敷地内北西側の階段上付近、及び東側境界付近に樹木(うち東側は切り株)があります。 ・本物件の南西側隣接地は駐車場になっているため、車両の出入庫に伴い騒音、排気ガス等が発生する可能性があります。 ・本物件の北東方に「谷戸田公園」、南東方に「岡村三丁目第三公園」、南西側に「岡村三丁目第二公園」があります。風向きや気象条件によっては砂埃が舞い、子供の歓声等が聞こえる場合があります。 ・本物件は不燃化推進地域に該当し、建物を建てる際は、原則として全ての建物を「準耐火建築物」以上とすることが義務付けられています。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることを御了承ください。					
	「売却物件について」も必ず御確認ください。					
本物件の売払人(連絡先)		横浜市(財政局 ファシリティマネジメント推進課 045-671-2264)				

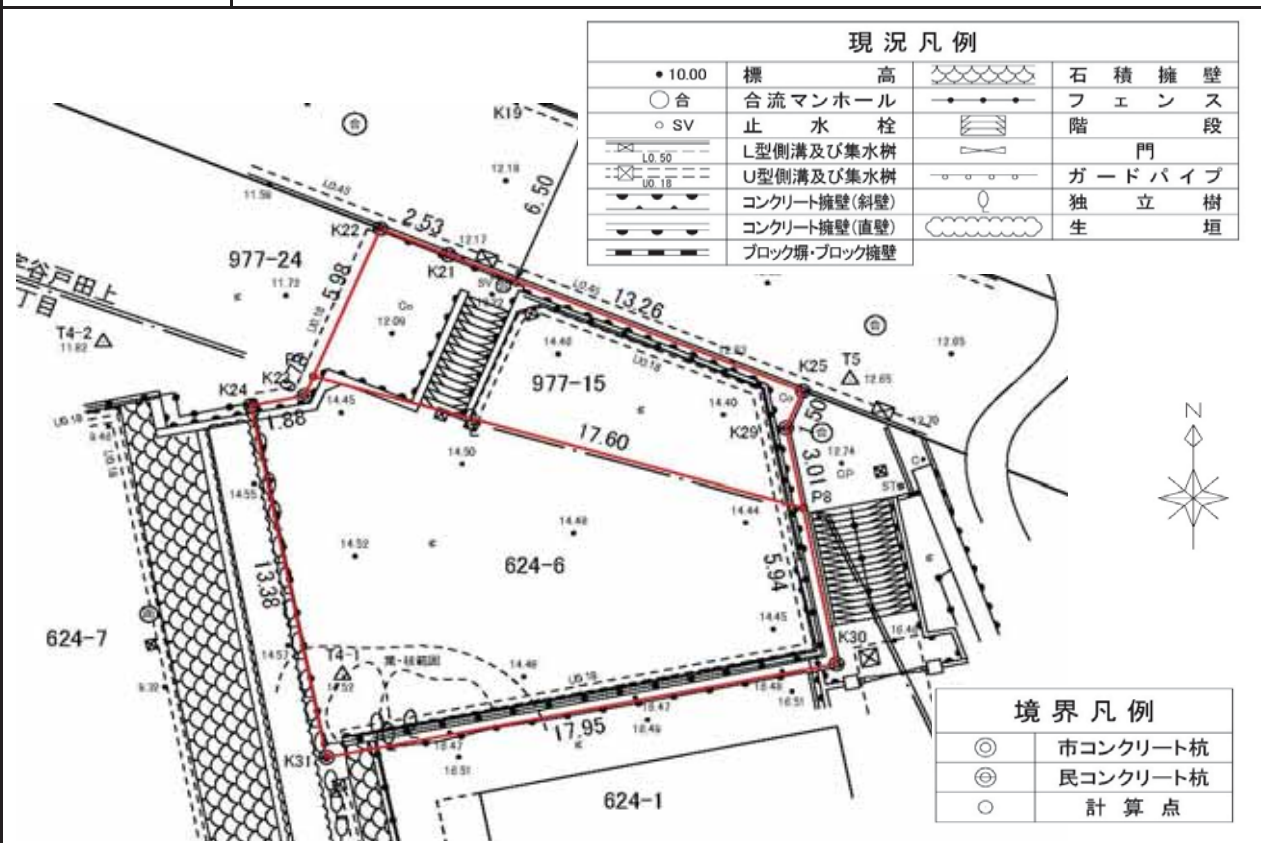
案 内 図



交 通 機 関

横浜市営地下鉄ブルーライン「蒔田」駅 徒歩12分

現 況 図



物件調書

物件番号 2856

最低売却価格

5,869万円

所 在 地		横浜市港北区下田町三丁目 8 0 9 番 1 4					
住 居 表 示		横浜市港北区下田町三丁目 6 番街区					
内 訳 、 面 積	地 番	地 目	公 簿 面 積	現 況 測 量 面 積			
	8 0 9 番 1 4	宅 地	3 1 9 . 1 4 ㎡	—			
				—			
	合計（１筆）		※1	3 1 9 . 1 4 ㎡	—		
道路と敷地の関係		東側で幅員約4.5mの舗装市道（建築基準法第42条第1項第5号道路）に接道					
法 令 に 基 づ く 制 限	都 市 計 画 法 建 築 基 準 法	都 市 計 画 区 域	市街化区域	用 途 地 域	第 1 種 低 層 住 居 専 用 地 域		
		建 ぺ い 率	5 0 %	容 積 率	1 0 0 %	高 度 地 区	第 1 種 高 度 地 区
		外壁後退距離	—	敷地面積最低限度	1 0 0 ㎡	防火・準防火地域等	準防火地域
		日影規制(軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1．5m/3時間/2時間)					
		建築物の高さの限度10m					
	その他の制限	緑化地域(都市緑地法)、宅地造成工事規制区域(旧宅地造成等規制法)、宅地造成等工事規制区域（全市域）					
		景観計画(全市域)					
周知の埋蔵文化財包蔵地(文化財保護法)※2							
私道の負担等に関する事項		負担等の有無	無	負担等の内容	—		
供 給 処 理 施 設 の 状 況	施設の種類の		状 況		事 業 所 等		
	電 気	可	地上配線		東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001		
	上水道	有	東側前面道路配管100mm、敷地内引込25mm 止水栓あり		横浜市水道局給水工事受付センター045-489-3085		
	下水道	有	東側前面道路配管(雨水200mm・汚水250mm) 敷地内雨水樹あり		横浜市港北区港北土木事務所 045-531-7361		
	都市ガス	可	東側前面道路配管(低圧75mm)・敷地内引込管なし		東京ガス㈱お客様センター 0570-002211		
公 共 施 設 等	港北区役所		横浜市立下田小学校		横浜市立日吉台西中学校		
	物件の南方 約4．6km		物件の南西方 約0．6km		物件の南西方 約1．3km		
留 意 事 項	本物件は現況での引渡しとなります。 「売払物件について」(P.26)は売払いの条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に現地を十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。						
	※1 本物件は公簿面積により売却します。						
	※2 本物件は周知の埋蔵文化財包蔵地(県管理番号6)内に該当しています。土木工事等を行うにあたっては事前に届出等が必要になります。						
	・本物件は、過去に旧住宅地造成事業法による認可(認可番号:第8615号、認可年月日:昭和47年4月24日)を受けていますが、同法による工事完了の公告がされていません。 本物件を含む開発行為(500㎡未満を含む)については制限がある場合があります。詳細については横浜市建築局宅地審査課(045-671-4518)に御確認ください。						
	・本物件は東側で幅員約4.5mの舗装市道(42条1項5号(指定番号:52・11・2、指定年月日:昭和52年5月10日))に接道する、不整形の一方路地(中間画地)です。なお、北側は私道で、建築基準法42条道路に該当しない否道路です。						
	・高低差は以下の通りです。 東側道路より約1.4～2m高い(階段有り)、南側隣接地より約0～2m高い、南西側隣接地より約3.6m低い、西側隣接地より約0.7m低い、北側道路状空地より約0.4～1m高い						
	・上記高低差には擁壁が設置されています。						
	・敷地内は概ね平坦です。						
	・本物件のネットフェンスの一部が北西側隣接地に位置しています。隣接地権者との協議等について、横浜市(売主)は対応いたしません。						
	・本物件の北側隣接地との境界は擁壁上にあります。隣接地権者とは、擁壁に関しての書面は取り交わしていません。						
・西側隣接地の樹木の一部が本物件敷地内に位置しています。隣接地権者との協議等について、横浜市(売主)は対応いたしません。							
・西側、南西側及び南側隣接地の擁壁の水抜き穴からの排水が本物件に流れ込んでいます。隣接地権者との協議等について、横浜市(売主)は対応いたしません。							
・本物件の敷地内に設置のフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等で御確認ください。							
・本物件の東側道路沿いに東京電力・NTTの電柱が2箇所、支柱が1箇所設置されており、架線の一部が本物件上空を通過していますが、移設・撤去等の確認はしていません。							
・本物件の東側道路沿いにゴミ置場が設置されています。移設、撤去等に関して、横浜市(売主)は対応いたしません。							
・本物件の残置物等の撤去・移転等については横浜市(売主)は対応いたしません。							
・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることを御了承ください。							
「売払物件について」も必ず御確認ください。							
本物件の売払人(連絡先)		横浜市(財政局 ファシリティマネジメント推進課 045-671-2264)					

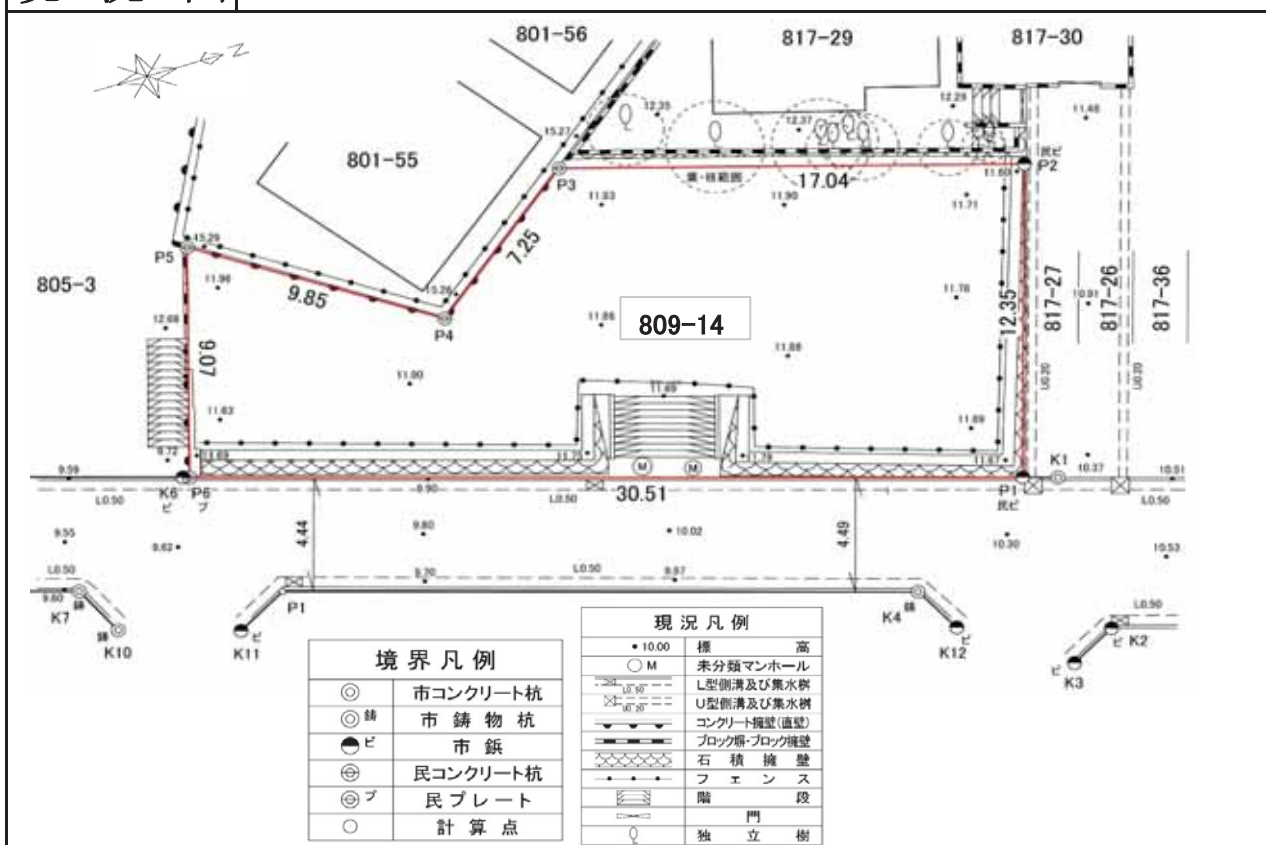
案 内 図



交 通 機 関

- ・東急東横線「日吉」駅 徒歩22分
- ・同駅より「さくらが丘入口」バス停 下車 徒歩2分

現 況 図



物件調書

物件番号 2857				最低売却価格		8,770万円	
所在地		横浜市港北区仲手原二丁目705番2					
住居表示		横浜市港北区仲手原二丁目29番街区					
内訳、面積		地番		地目	公簿面積	地積測量図面積	
		705番2		雑種地	326㎡	326.73㎡	
						—	
		合計(1筆)		※1	326㎡	—	
道路と敷地の関係		北側で幅員約4.0m、西側で幅員約5.0mの舗装市道(いずれも建築基準法第42条第2項道路)に接道※2					
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域		市街化区域		用途地域	第1種低層住居専用地域
		建ぺい率	50%	容積率	100%	高度地区	第1種高度地区
		外壁後退距離	—	敷地面積最低限度	100㎡	防火・準防火地域等	準防火地域
		日影規制(軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間)					
		建築物の高さの限度10m					
	その他の制限	緑化地域(都市緑地法)、宅地造成工事規制区域(旧宅地造成等規制法)、宅地造成等工事規制区域(全市域)					
		景観計画(全市域)					
		土砂災害警戒区域(土砂災害防止法)※3					
私道の負担等に関する事項		負担等の有無	無	負担等の内容	※2		
供給処理 施設の状況		施設の種類		状況		事業所等	
		電気	可	地上配線		東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001	
		上水道	有※4	北側前面道路配管100mm、敷地内引込25mm 西側前面道路配管100mm、敷地内引込無し 止水栓なし		横浜市水道局給水工事受付センター045-489-3085	
		下水道	可	北側前面道路配管(合流250mm)・敷地内柵なし 西側前面道路配管(合流800mm)・敷地内柵なし 南側水路(合流250mm)・敷地内柵なし		横浜市港北区港北土木事務所 045-531-7361	
		都市ガス	可	北側前面道路配管(低圧100mm)、敷地内引込無し 西側前面道路配管(低圧75mm)、敷地内引込無し		東京ガス㈱お客様センター 0570-002211	
公共施設等		港北区役所		横浜市立白幡小学校		横浜市立神奈川中学校	
		物件の北東方 約2.5km		物件の南東方 約0.7m		物件の南東方 約1.0km	
留意事項		本物件は現況での引渡しとなります。 「売払物件について」(P.26)は売払いの条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に現地を十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応しませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。 ※1 本物件は地積測量図面積により売却します。 ※2 北側前面道路は建築基準法第42条第2項道路ですが、セットバックは完了しています。 また、西側前面道路は建築基準法第42条第2項道路の狭あい道路に指定されており、横浜市建築局建築防災課と協議が必要です(令和7年3月31日現在)。 ※3 本物件の西側の一部は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域(自然現象の種類:急傾斜地の崩壊、告示番号:神奈川県告示第112号、告示年月日:令和3年3月16日、箇所番号:109-H22-099、箇所名:仲手原2丁目1-5)に位置しています。 ※4 水道局の図面上は敷地内に引込(敷設S51)がありますが、現地調査においては引込位置を確認できておりません。 ・本物件は密集市街地における地震火災対策計画(対策地域)となっています。 ・本物件は北側で幅員約4.0m、西側で幅員約5.0mの舗装市道に接道する、不整形(帯状地)の角地です。高低差は次の通り。 ・東側、南側水路より約0~0.7m高い ・上記高低差部分には擁壁が設置されています。 ・北側及び西側道路とは概ね等高に接しています。 ・敷地内は概ね平坦です。 ・本物件には管理用の単管バリケード、ポール及びロープが設置されていますが、売払いの対象に含まれないため、引渡前に撤去予定です。また、これらは境界を明示したものではありません。境界は現況図等で御確認ください。 ・本物件の西側道路沿い、及び本物件敷地内北側に東京電力・NTTの電柱が1箇所ずつ設置されており、架線の一部が本物件上空を通過していますが、移設・撤去等の確認はしていません。 ・本物件南側境界付近にコンクリートブロックの残置物があり、一部が南側水路に越境しています。越境部分に関しては横浜市下水道河川局との協議が必要です。横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の残置物等の撤去・移転等については横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の西側道路沿いにゴミ置場、自治会掲示板が設置されています。移設、撤去等に関して、横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることを御了承ください。					
		「売払物件について」も必ず御確認ください。					
		本物件の売出人(連絡先)		横浜市(財政局 ファシリティマネジメント推進課 045-671-2264)			

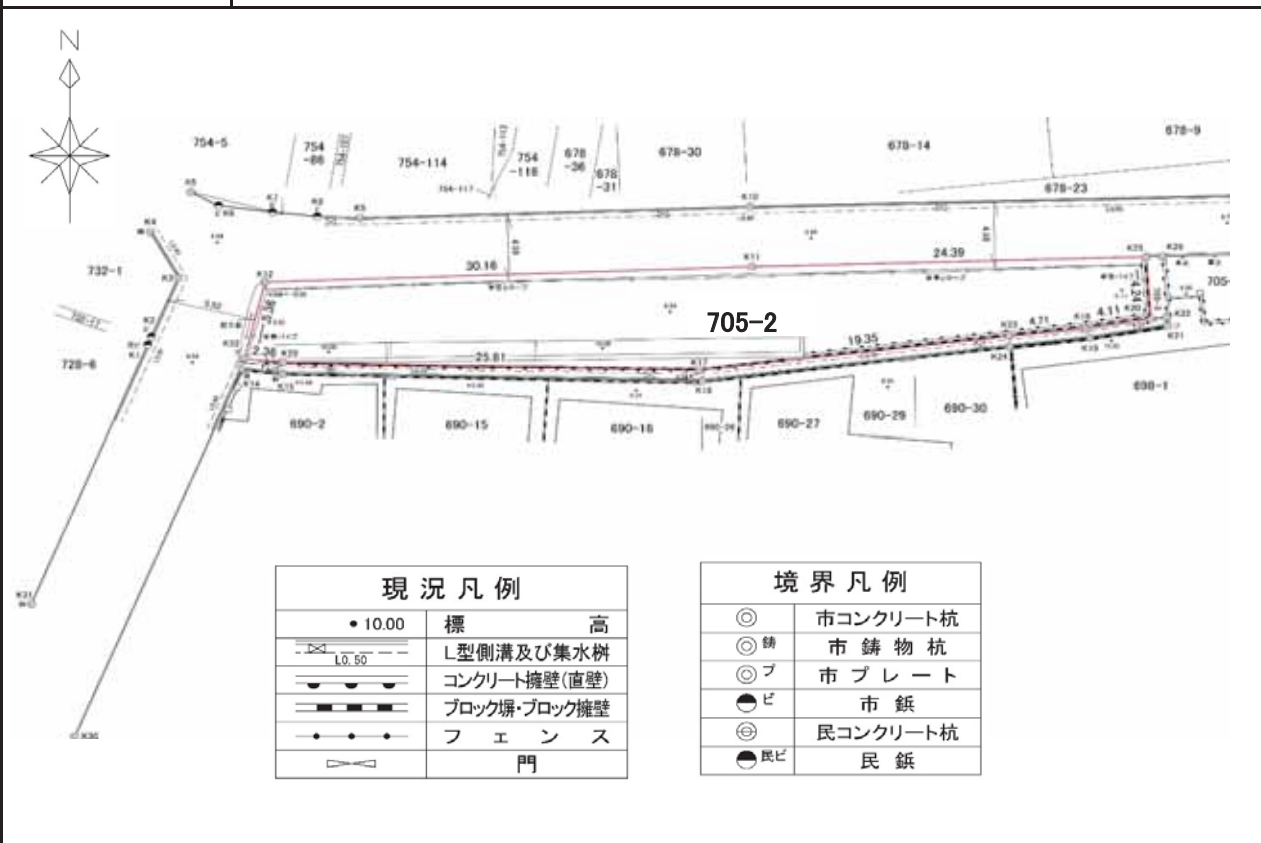
案内図



交通機関

東急東横線「妙蓮寺」駅 徒歩6分

現況図



物件調書

物件番号 2858				最低売却価格		2,580万円		
所在地		横浜市緑区いぶき野1番34						
住居表示		—						
内訳、面積		地番		地目	公簿面積	現況測量面積		
		1番34		宅地	212.46㎡	—		
		合計（1筆）		※1	212.46㎡	—		
道路と敷地の関係		北側で幅員約20.4mの舗装国道、南側で幅員約5.5mの舗装市道に接道※2						
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域		市街化区域		用途地域	準住居地域	
		建ぺい率		60%	容積率	200%	高度地区	第4種高度地区
		外壁後退距離		—	敷地面積最低限度	—	防火・準防火地域等	準防火地域
		日影規制（高さ10mを超える建築物/4.0m/4時間/2.5時間）						
	その他の制限	緑化地域(都市緑地法)、宅地造成工事規制区域(旧宅地造成等規制法)、宅地造成等工事規制区域（全市域）						
		景観計画(全市域)						
		駐車場条例の附置義務区域（周辺地区）						
私道の負担等に関する事項		負担等の有無		無	負担等の内容	—		
供給処理 施設の状況	施設の種類		状 況			事業所等		
	電気	可	地上配線			東京電力エネルギーパートナー(株) 0120-995-001		
	上水道	有※3	北西側前面道路配管50mm、宅内引込25mm（S55.4）			横浜市水道局給水工事受付センター 045-489-3085		
	下水道	有※4	北西側前面道路配管（雨水250mm・汚水250mm）敷地内に下水マス設置済（分流）			横浜市緑区緑土木事務所 045-981-2100		
	都市ガス	無				東京ガス㈱お客様センター 0570-002211		
公共施設等	緑区役所			横浜市立いぶき野小学校		横浜市立田奈中学校		
	物件の南東方 約4.1km			物件の南方 約0.5km		物件の北西方 約0.9km		
留意事項	本物件は現況での引渡しとなります。 「売払物件について」(P.26)は売払いの条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に現地を十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。 ※1 本物件は公簿面積により売却します。 ※2 本物件の北側で接道する舗装国道は都市計画道路(3・2・6国道246号線、昭和32年12月17日当初都市計画決定、昭和61年7月15日最終変更、事業化は未定)であり、本物件の北側部分の一部は当該都市計画道路予定地の区域内に位置しています。都市計画決定線の位置等の詳細につきましては、横浜市建築局都市計画課(045-671-3510)にお問い合わせください。 ※3 水道局の図面上は敷地内に引込がありますが、現地調査においては止水栓を確認できておりません。 ※4 北側の敷地入口に宅内樹があり、本物件の敷地中央部分の南西側に下水道図面に記載されていない宅内樹の存在を確認していますが、利用可能か否かについては、確認できておりません。 ・本物件は開発及び宅造許可(許可番号:第54開1202号、第54規1204号、許可年月日:昭和54年11月12日、検査済証交付年月日:昭和56年3月27日、完了公告年月日:平成12年2月15日)を得て造成された宅地です。 ・本物件は北側で幅員約20.4mの国道、南側で幅員約5.5mの市道に接道する、不整形の二方路地です。 ・本物件の敷地中央地盤面は南東側隣接地地よりも高く、敷地内の南東側隣接地沿いに高さ約3.0mの擁壁が設置されています。また、敷地南側の幅約0.5mの路地状部分は南東側から北西側に向かって高くなっており、本物件の南側で接面する道路よりも最大で約1.8m高くなっています。なお、敷地中央の擁壁上部及び敷地北側の路地状部分は概ね平坦です。 敷地内南東側に法面(下法)があり、隣接地との高低差があるため、雨水が南東側隣接地側に流れやすい構造となっていますので、敷地内の流水処理には充分御留意ください。 ・北東側隣接地のコンクリート塀の一部が本物件上に位置しています。また、本物件のネットフェンスの基礎の一部が南西側隣接地に位置しています。これらについて、隣接地権者との間で取り交わした「覚書」がありますので、地位の承継をしていただきます(売買契約書に明記)。詳細については、横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課にお問い合わせください。 ・北西側隣接地のブロック塀、フェンスの一部が本物件上に位置しています。隣接地権者との協議等について、横浜市(売主)は対応いたしません。 ・南西側隣接地の足場が本物件の敷地中央部分の南西側に位置しています。隣接地権者との協議等について、横浜市(売主)は対応いたしません。 ・敷地南側の路地状部分に東側隣接地のフェンスが位置しています。隣接地権者との協議等について、横浜市(売主)は対応いたしません。 ・敷地中央部分の南西側のフェンスは、隣接地からの要望を受け、令和7年2月に修繕しています。修繕、撤去を含む形状変更にあたっては、隣接地権者と協議が必要です。 ・本物件の敷地中央部分の南西側(敷地南側の路地状部分の北側)付近に切り株があります。 ・本物件の南東側隣接地の樹木の枝葉の一部が本物件に越境しています。隣接地権者との協議等について、横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の残置物等の撤去・移転等については横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の南側道路向かいに「岩川」があるため、気候及び川の流水状況等によっては臭気等が生じる場合があります。 ・本物件は車両交通量の多い国道246号線(厚木街道)沿いの土地であるため、車両の通過等による騒音・振動・排気ガス等が生じる場合があります。 ・本物件の北東方約200m付近にJR横浜線の線路があるため、風向き等の気象条件によっては車両の通過等による騒音・振動等が生じる場合があります。 ・本物件の南東側隣接地は「いぶき野第五公園」であるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が舞い、児童の歓声等が聞こえる場合があります。 ・本物件の南東方約170m付近に「いぶき野第四公園」があるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が舞い、児童の歓声等が聞こえる場合があります。 ・本物件の敷地内に管理フェンスによる囲いがされています。この囲いは境界を明示したものではありません。境界は現況図等で御確認ください。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることを御了承ください。							
	「売払物件について」も必ず御確認ください。							

本物件の売払人(連絡先)		横浜市(財政局 ファシリティマネジメント推進課 045-671-2264)	
--------------	--	---------------------------------------	--

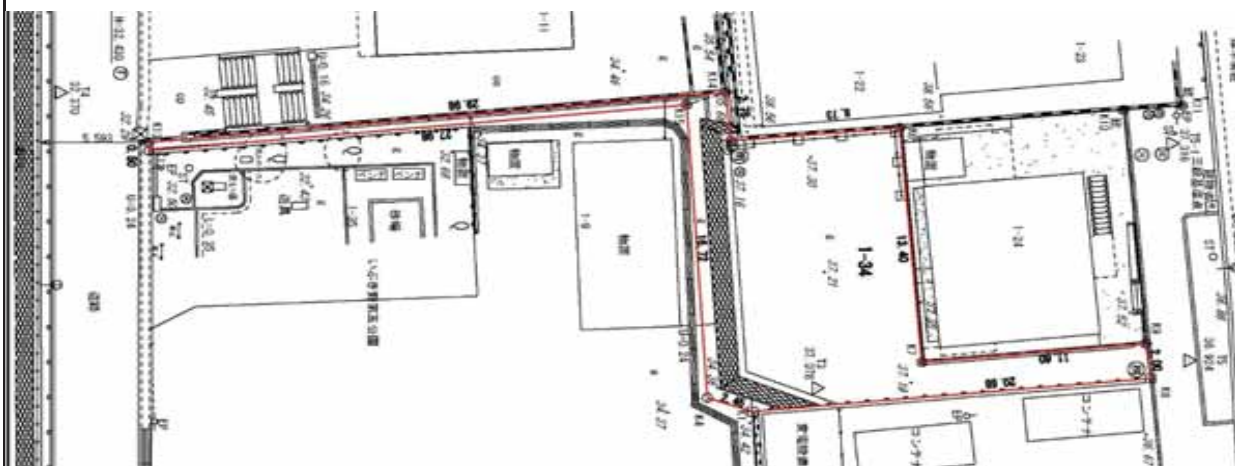
案内図



交通機関

JR横浜線・東急田園都市線・こどもの国線「長津田」駅 徒歩12分

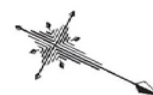
現況図



凡例

多角点	T1	街灯	ST	ガードパイプ	畑	
標高	△	カーブミラー	○	フェンス・柵	芝地	▽
電力柱	● EP	標識(規制・警戒)	○	生垣	荒地	...
電話柱	○ TP	ブロック塀	○	門柱	建物	山
下水マンホール	汚 雨	土留	階段	タタキ	無壁舎	
水道マンホール	○	法面	タタキ	植込み・花壇	L・U型測溝	
電気マンホール	○ EM	石積	針葉樹	土・砂利	g	
ガスマンホール	○ GM	直壁(RC)	針葉樹	土・砂利	g	
電話マンホール	○ NIT	コンクリート擁壁	広葉樹	エグレット	∞	
消火栓	○ F	ガードレール	竹林	コンクリート平板	cp	
	○					

凡例	
◎	市石
⊕	市銘物杭
⊗	市プレート
⊙	市金属鉄
⊖	民石
⊕	民プレート
⊖	民金属鉄
⊕	プラスチック杭
⊗	刻み
○	計算・現況点



物件調書

物件番号 2859				最低売却価格		817万円	
所在地		横浜市戸塚区上柏尾町字台215番3外					
住居表示		—					
内訳、面積		地番		地目		公簿面積	
		215番3		宅地		61.19㎡	
		216番2		山林		1,640㎡	
		合計(2筆)		※1		1,701.19㎡	
道路と敷地の関係		北西側で幅員約4.2mの舗装市道(建築基準法第42条第1項)に接道					
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域		市街化区域		用途地域	
		建ぺい率		40%		容積率	
		外壁後退距離		前面道路から1m		敷地面積最低限度	
		125㎡		防火・準防火地域等			
	第1種低層住居専用地域		第1種高度地区				
	日影規制(軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間)						
その他の制限	緑化地域(都市緑化法)、宅地造成工事規制区域(旧宅地造成等規制法)、宅地造成等工事規制区域(全市域)						
	景観計画(全市域)、周知の埋蔵文化財包蔵地(文化財保護法)※2						
	土砂災害警戒区域(土砂災害防止法)※3						
私道の負担等に関する事項		負担等の有無		無		負担等の内容	
—							
供給処理 施設の状況		施設の種類の		状況		事業所等	
		電気		可		地上配線	
		上水道		可		・前面道路配管(50mm)・敷地内引込なし	
		下水道		可		・前面道路配管(汚水250mm)・敷地内桝なし	
		都市ガス		可		・前面道路配管(低圧150mm)・敷地内引込なし	
東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001							
横浜市水道局給水工事受付センター 045-489-3085							
横浜市戸塚区戸塚土木事務所 045-881-1621							
東京ガス 0570-002211							
公共施設等		戸塚区役所		横浜市立柏尾小学校		横浜市立舞岡中学校	
		物件の南西方 約2.6km		物件の南方 約0.5km		物件の南西方 約1.2km	
※本物件が公道に接しているのは、北西側の擁壁部分のみです。 私有地を通過して本物件に立入ることは、決して行わないでください。 本物件は現況での引渡しとなります。 「売却物件について」(P.26)は売払いの条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に現地を十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人が住宅等の建築目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。 ※1 本物件は地積測量図面積により売却します。 ※2 本物件は周知の埋蔵文化財包蔵地(県管理番号48)に一部該当しています。土木工事等を行うにあたっては事前に届出等が必要になります。 ※3 本物件の西側の一部は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域(自然現象の種類:急傾斜地の崩壊、告示番号:神奈川県告示第36号、告示年月日:令和7年1月17日、箇所番号:110-H21-095、箇所名:上柏尾町5-2)に位置しています。 ・本物件は①～②の条件付きです。詳細については横浜市建築局にご確認ください。 ①建築物の建築等の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更がある場合は、都市計画法第29条の規定による開発許可を要する可能性があります。 ②小規模開発の連続する市街地のスプロール化を防ぐために、本物件については、開発許可等の基準に適合させることが困難な場合を除き、原則として一体的に開発を行うことを条件とします。 ・形状は不整形です。本物件は北西側道路より約2m～約3mの高さの擁壁が設置されています。なお、敷地内への階段はありません。 ・本物件は、南東側隣接地からは概ね等高に接しており、敷地内は傾斜地になっています。 ・本物件北側隣接地の間地ブロック積擁壁及びブロックフェンス並びに東側隣接地のコンクリート擁壁基礎及び間地ブロック積擁壁が、本物件上に位置しています。 また、本物件の北側コンクリート擁壁が東側隣接地に位置しています。 これらに関しては、隣接地権者との間で「現況工作物に関する確認書」等の覚書を取り交わしていますので、地位を承継していただきます(売買契約書に明記)。詳細については、財政局ファシリティマネジメント推進課にお問い合わせください。 ・本物件東側隣接地のコンクリート擁壁の一部が本物件上に位置しています。隣接地権者との協議等について、横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の北西側に周辺住民の利用するゴミ置き場が設置されています。移動・撤去等の可否は確認していません。 ・本物件の残置物等の撤去・移転等については横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の南東側近隣に高圧線鉄塔が存しており、本物件東側隣接地上空を高圧線が通過しています。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に御確認ください。 なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることを御了承ください。							
「売却物件について」も必ず御確認ください。							
本物件の売払人(連絡先)		横浜市(財政局 ファシリティマネジメント推進課 045-671-2264)					

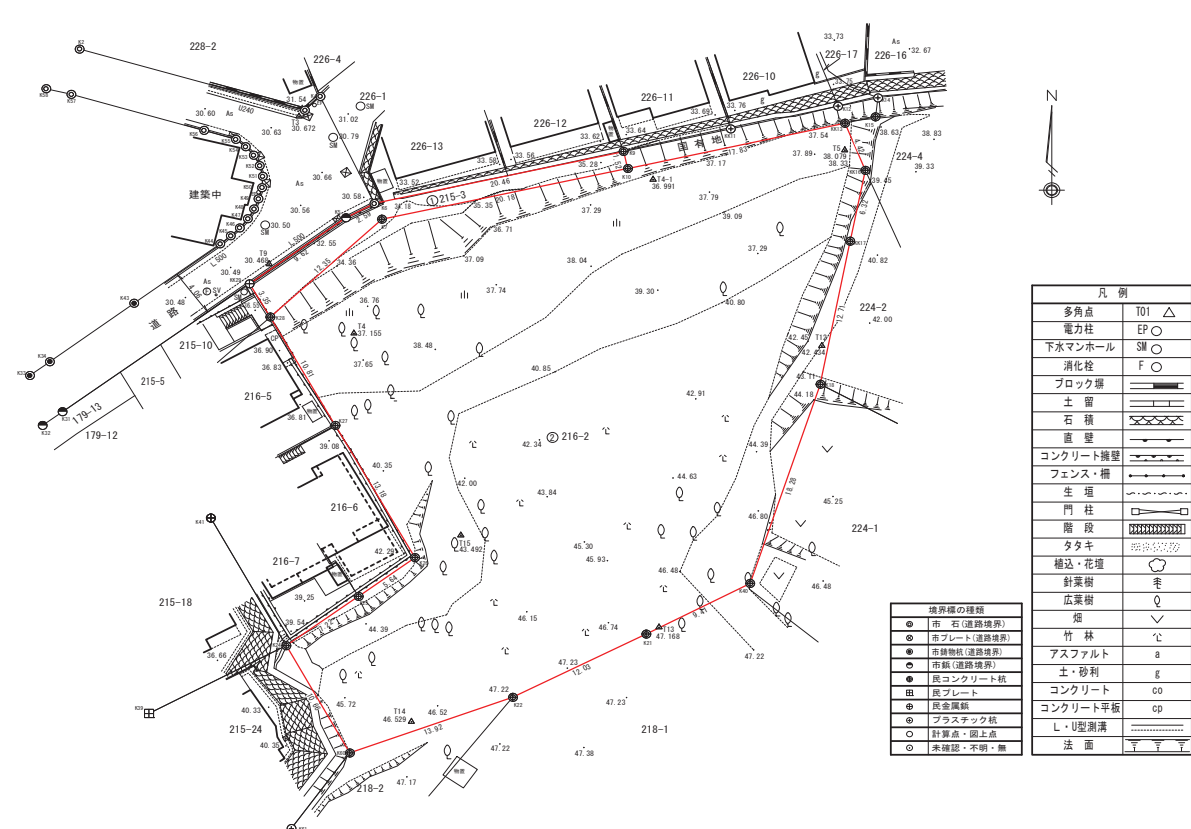
案内図



交通機関

- ・JR東海道本線「戸塚」駅より「柏尾」バス停 下車 徒歩4分
- ・JR横須賀線「東戸塚」駅より「柏尾」バス停 下車 徒歩4分

現況図



物 件 調 査 書

物件番号 2860

最低売却価格

6,201万円

所 在 地		横浜市緑区北八朔町字石橋 1 1 4 番 4					
住 居 表 示		—					
内訳、面積		地 番		地 目	公 簿 面 積	現 況 測 量 面 積	
		1 1 4 番 4		雑種地	4 6 8 ㎡	4 6 8 . 3 4 ㎡	
		合計（1筆）		※1	4 6 8 ㎡	4 6 8 . 3 4 ㎡	
道路と敷地の関係		北西側で幅員約11.5mの舗装市道に接道					
法令に基づく制限	都市計画法建築基準法	都市計画区域		市街化区域	用途地域	第1種低層住居専用地域	
		建 ぺ い 率	4 0 %	容 積 率	8 0 %	高度地区	第1種高度地区
		外壁後退距離	前面道路から1m	敷地面積最低限度	1 2 5 ㎡	防火・準防火地域等	建築基準法第22条による区域
	その他の制限	日影規制（軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間）					
		緑化地域（都市緑地法）、宅地造成等工事規制区域（全市域）、景観計画（全市域）					
		山下地区安全・安心まちづくりプラン（地域まちづくり推進条例）※2					
私道の負担等に関する事項		負担等の有無		無	負担等の内容	—	
供給処理施設の状況		施設の種類		状 況		事 業 所 等	
		電 気	無※3			東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001	
		上水道	無※4			横浜市水道局給水工事受付センター 045-489-3085	
		下水道	無※5			横浜市緑区緑土木事務所 045-981-2100	
		都市ガス	無※6			—	
公共施設等		緑区役所		横浜市立山下小学校		横浜市立緑が丘中学校	
		物件の南西方 約1.9km		物件の西方 約1.1km		物件の北西方 約1.8km	
留意事項		本物件は現況での引渡しとなります。 「売払物件について」(P.26)は売払いの条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物（フェンス等）、供給設備等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市（売主）は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市（売主）は対応しませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。					
		※1 本物件は地積測量図面積により売却します。 ※2 本物件は山下地区安全・安心まちづくりプランの活動対象地域に存しています。地域まちづくりプランの詳細については、横浜市都市整備局地域まちづくり課（045-671-2667）のホームページでご確認ください。 ※3 前面道路に地上配線されていません。電柱新設等による電気供給の可否については、東京電力パワーグリッド(株)コンタクトセンター（0120-995-007）にお問い合わせいただくか、同社WEBの「供給事前協議申込WEB受付サービス」を利用してお問い合わせください。 ※4 前面道路には本管が埋設されていません。なお、本物件の南西側近隣に本管（50mm）が埋設されており、当該本管から延長して引き込む場合には別途費用負担が発生します。詳細については、横浜市水道局給水工事受付センター（045-489-3085）にお問い合わせください。 ※5 図面上は本物件の敷地内の西端に本管（200mm）が南北に縦断するように埋設されていますが、当該本管は過去に撤去されて現存しない可能性があり、現在利用実態はありません。仮に当該本管（全部または一部）が地下に埋設されていた場合、その撤去等の費用負担については、横浜市（売主）は対応いたしません。また、本物件の南西側近隣に本管（250mm）が埋設されており、当該本管から延長して引き込む場合には別途費用負担が発生します。詳細については、横浜市緑区緑土木事務所下水道・公園係（045-981-2100）にお問い合わせください。さらに、図面上は宅内柵がありますが、現地調査においては確認できておりません。 ※6 本物件周辺（東急青砥団地）はトモプロ(株)が道路下に埋設された導管を経由してLPGガスを供給している地域です。なお、前面道路には埋設管がないため、南西側近隣のLPGガスの特定製造所から配管する必要があります。配管に関する諸条件等の詳細については、トモプロ(株)横浜営業所（045-532-6373）にお問い合わせください。					
		・本物件の北西側隣接地（道路）に設置されている道路擁壁及びフェンスの一部が本物件の敷地内南西側及び北側に位置しています。この道路擁壁及びフェンスの設置については、道路管理者（道路局建設課）に対し、土地の使用承諾をしておりますので、この承諾内容を承継していただきます。 ・本物件の全体は洪水想定区域（0.5m≦浸水深<3.0m）、及び本物件の一部は内水想定区域（5.0m≦浸水深<10.0m）に含まれています。詳細については、横浜市民防災情報「わいわい防災マップ」でご確認ください。 ・本物件は北西側で幅員約11.5mの舗装市道に接道する、不整形の一方路地です。 ・本物件の敷地内の北西側道路沿い付近は南東方に向けて傾斜地になっており、敷地中央部分は北西側道路面よりも約1～1.5m程度低くなっています。なお、敷地中央部分は概ね平坦です。 ・本物件の敷地内の北側及び南西側のそれぞれにアスファルト舗装されたスロープがあります。 ・本物件の敷地内に傘、ペットボトル等があります。当該残置物の処理について、横浜市（売主）は対応いたしません。 ・本物件の南側隣接地の樹木の枝葉の一部が本物件に越境しています。樹木の剪定にあたっては隣接地権者との協議が必要になります。 ・本物件の南西側近隣にLPGガスの特定製造所があります。 ・本物件は「鶴見川（谷本川）」に近接しているため、気候及び川の流水状況等によっては臭気等が生じる場合があります。 ・本物件の東側に未利用地を介在して幅員約4m（有効幅員3.2m）の舗装道があります。当該道路は「河川管理用通路」で建築基準法の道路には該当しません。また、当該道路には車両の進入を防止するための車止めが設置されていますので、車両の通り抜けはできません。なお、この通路は、横浜市道路局建設課（045-671-3635）が管理しています。詳細については、同課へお問合せください。 ・本物件の敷地外東側に巡らせた鉄製フェンスは、横浜市道路局建設課（045-671-3635）、敷地外南側に巡らせた防護柵は、横浜市緑区緑土木事務所下水道・公園係（045-981-2100）が管理しています。 ・本物件の北西方約20m付近と東方約90m付近に横浜市営地下鉄グリーンラインの線路があるため、風向き等の気象条件によっては車両の通過等による騒音・振動等が生じる場合があります。 ・本物件の北西方約70m付近に配送センター、南方約80m付近に建設重機等の車両置場や資材置場があるため、風向き等の気象条件によっては作業や車両の出入り等による騒音・振動・排気ガス等が生じる場合があります。 ・本物件の南側隣接地は「青砥公園」であるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が無い、児童の歓声等が聞こえる場合があります。 ・本物件の敷地内に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。					
		「売払物件について」も必ず御確認ください。					

本物件の売払人（連絡先）	横浜市（交通局 資産活用課 045-671-3168）
--------------	-----------------------------

本物件の売払人（連絡先）

横浜市（交通局 資産活用課 045-671-3168）

物件番号2851 （西区境之谷）	地域防災拠点：稲荷台小学校（近隣）太田小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	有	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・内水 $0 \leq \text{浸水深（m）} < 0.02\text{m}$		

物件番号2852 （南区別所五丁目）	地域防災拠点：別所小学校（近隣）南ヶ丘中学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	有	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・内水 $0.02 \leq \text{浸水深（m）} < 0.2\text{m}$ ・平成4年～令和元年 大雨による浸水被害 累計4回		

物件番号2853 （南区蒔田町）	地域防災拠点：蒔田小学校（近隣）岡村小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	無	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・該当なし		

物件番号2854 （磯子区岡村三丁目）	地域防災拠点：岡村中学校（近隣）岡村小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	有	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・内水 $0.02 \leq \text{浸水深（m）} < 0.2\text{m}$ （北西側の一部） ・内水 $0.2 \leq \text{浸水深（m）} < 0.5\text{m}$ （北側の一部） ・昭和56年～令和元年 大雨による浸水被害 累計1回（岡村三丁目） ・平成16年～令和元年 大雨による浸水被害 なし（蒔田町）		

備考：

- ・水害ハザードマップは、横浜市行政地図情報提供システムにおける「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」の令和7年3月時点の情報です。売買物件が洪水、内水、高潮のいずれかの想定被害区域内に位置する場合、想定被害の浸水深（m）を記載しています。
- ・物件が所在する町における過去の災害履歴は、横浜市総務局危機管理部緊急対策課がホームページ上で公開している「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害が発生した年代と累計の回数を記載しています。（必ずしも当該災害が売買物件所在地において発生したものではありません。）なお、大雨による浸水以外の被害（崖崩れや住居損壊等）については別途御確認ください。

物件番号2855（磯子区岡村三丁目）	地域防災拠点：岡村中学校（近隣）岡村小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	有	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・内水 0.02≦浸水深（m）＜0.2m（東側の一部） ・内水 0.5≦浸水深（m）＜1.0m（北側の一部） ・昭和56年～令和元年 大雨による浸水被害 累計1回（岡村三丁目） ・平成16年～令和元年 大雨による浸水被害 なし（蒔田町）		

物件番号2856（港北区下田町三丁目）	地域防災拠点：下田小学校（近隣）駒林小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	有	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・内水 0.02≦浸水深（m）＜0.2m ・平成16年～令和元年 大雨による浸水被害 累計1回		

物件番号2857（港北区仲手原二丁目）	地域防災拠点：港北小学校（近隣）大口台小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	有	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・内水 0.5≦浸水深（m）＜1.0m（東側の一部） ・内水 0.2≦浸水深（m）＜0.5m（西側） ・昭和56年～令和元年 大雨による浸水被害 累計4回		

物件番号2858（緑区いぶき野）	地域防災拠点：いぶき野小学校（近隣）田奈中学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	有	有	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・洪水 0.5≦浸水深（m）＜3.0m ・内水 0≦浸水深（m）＜0.02m		

備考：

- ・水害ハザードマップは、横浜市行政地図情報提供システムにおける「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」の令和7年3月時点の情報です。売買物件が洪水、内水、高潮のいずれかの想定被害区域内に位置する場合、想定被害の浸水深（m）を記載しています。
- ・物件が所在する町における過去の災害履歴は、横浜市総務局危機管理部緊急対策課がホームページ上で公開している「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害が発生した年代と累計の回数を記載しています。（必ずしも当該災害が売買物件所在地において発生したものではありません。）なお、大雨による浸水以外の被害（崖崩れや住居損壊等）については別途御確認ください。

物件番号2859 （戸塚区上柏尾町）	地域防災拠点：柏尾小学校 （近隣）秋葉小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	無	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び 物件が所在する町における過去の災害履歴 （大雨による浸水被害）	・ 昭和57年～令和元年 大雨による浸水被害 累計9回		

物件番号2860 （緑区北八朔町）	地域防災拠点：山下小学校 （近隣）山下みどり台小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	有	有	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び 物件が所在する町における過去の災害履歴 （大雨による浸水被害）	・ 洪水 0.5≦浸水深（m）＜3.0m ・ 内水 5.0m≦浸水深＜10.0m ・ 昭和51年～令和3年 大雨による浸水被害 累計4回		

備考：

- ・ 水害ハザードマップは、横浜市行政地図情報提供システムにおける「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」の令和7年3月時点の情報です。売買物件が洪水、内水、高潮のいずれかの想定被害区域内に位置する場合、想定被害の浸水深（m）を記載しています。
 - ・ 物件が所在する町における過去の災害履歴は、横浜市総務局危機管理部緊急対策課がホームページ上で公開している「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害が発生した年代と累計の回数を記載しています。（必ずしも当該災害が売買物件所在地において発生したものではありません。）
- なお、大雨による浸水以外の被害（崖崩れや住居損壊等）については別途御確認ください。

市有財産売買契約書（標準契約書）

〔一括払〕

売出人横浜市（以下「甲」という。）と買受人 〔落札者〕
（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、別紙物件明細書のとおりとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 〔落札金額〕 円とする。

2 前項の売買代金のうち、金〔入札保証金額〕円は入札保証金より充当するものとする。

（売買代金の納付）

第4条 乙は、売買代金のうち入札保証金を除いた金〔残 代 金 額〕円を、甲の発行する納入通知書により本契約締結と同時に納付しなければならない。

（所有権移転請求書等）

第5条 乙は、売買代金の納付後速やかに登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金領収証書を甲に提出しなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付したときに乙に移転する。

（売買物件の引渡し）

第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引き渡したものとし、乙は売買物件の受領証を甲に提出する。

（売買対象面積等）

第8条 売買物件は現状有姿での引渡しとし、本契約締結後に乙による実測の結果、別紙物件明細書記載の面積と相違があっても、乙は、売買代金の清算及び、その是正を請求することができない。

2 乙は、甲が別途交付する物件確認書の記載事項及び内容を了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

(契約不適合)

第9条 乙は、甲に対し、本契約締結後、売買物件に直ちに発見することができない、本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。ただし、数量は除く）があることが判明した場合、引渡しの日から1年間に限り、当該契約不適合に係る代金減額を請求できる。ただし、履行の追完の請求及び損害賠償の請求はできない。

2 前項における代金減額の上限は、売買代金の額を限度とする。

3 甲は、前項における代金減額の額が売買代金を超過し、又は同程度である場合は、本契約を解除することができる。ただし、乙は甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。

(禁止用途)

第10条 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、本契約の履行に関し、必要があると認めるときは、乙に対してその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(違約金)

第12条 乙は、第10条に定める義務に違反したときは、金〔売買代金の3割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、前条に定める甲の実地調査等を理由無く拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告を怠ったときは、金〔売買代金の1割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、又は乙が横浜市暴力団排除条例第2条又は第7条の規定に該当する者であったとき、乙が神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者であったときは、本契約を解除することができる。ただし、乙は甲に対し、当該解除を理由とした損

害賠償を請求することができない。

(返還金等)

第 14 条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、この返還金には利息を付さない。

2 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第 15 条 乙は、甲が第 13 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還できる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書等を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 16 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第 17 条 甲は、第 14 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第 12 条に定める違約金又は第 15 条第 2 項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 18 条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力などをしなければならない。

(契約の費用)

第 19 条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(相隣関係等への配慮)

第 20 条 乙は、売買物件の引き渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(疑義の決定)

第 21 条 本契約に関し疑義のあるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第 22 条 本契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その 1 通を保有する。

年 月 日

売 払 人 (甲) 横浜市中区本町 6 丁目 5 0 番地の 1 0

横 浜 市

契約事務受任者

横浜市財政局長

買 受 人 (乙)

物件明細書

財産の区分	土地			
財産の所在	地目	地積 (㎡)		金額
		公簿	実測	
合計 (筆)	—			円

市有財産売買契約書（標準契約書）

〔契約保証金払〕

売出人横浜市（以下「甲」という。）と買受人 〔落札者〕
（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、別紙物件明細書のとおりとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 〔落札金額〕 円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金 〔契約保証金額〕 円を
甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 前項の契約保証金のうち、金〔入札保証金額〕円は入札保証金より充当するものとする。

3 第1項の契約保証金は、第18条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

4 第1項の契約保証金には利息を付さない。

5 甲は、乙が第5条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を
売買代金に充当するものとする。

6 甲は、乙が第5条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金
を甲に帰属させることができる。

（売買代金の納付）

第5条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた
金〔残代金額〕円を、甲の発行する納入通知書により 年 月 日
までに納付しなければならない。

（所有権移転請求書等）

第6条 乙は、売買代金の納付後速やかに登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金
領収証書を甲に提出しなければならない。

(所有権の移転)

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付したときに乙に移転する。

(売買物件の引渡し)

第8条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引き渡した
ものとし、乙は売買物件の受領証を甲に提出する。

(売買対象面積等)

第9条 売買物件は現状有姿での引渡しとし、本契約締結後に乙による実測の結果、
別紙物件明細書記載の面積と相違があっても、乙は、売買代金の清算及び、その是
正を請求することができない。

2 乙は、甲が別途交付する物件確認書の記載事項及び内容を了承したうえ、売買物
件を買い受けるものとする。

(契約不適合)

第10条 乙は、甲に対し、本契約締結後、売買物件に直ちに発見することができな
い、本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。ただし、数量は
除く）があることが判明した場合、引渡しの日から1年間に限り、当該契約不適合
に係る代金減額を請求できる。ただし、履行の追完の請求及び損害賠償の請求はで
きない。

2 前項における代金減額の上限は、売買代金の額を限度とする。

3 甲は、前項における代金減額の額が売買代金を超過し、又は同程度である場合は、
本契約を解除することができる。ただし、乙は甲に対し、当該解除を理由とした損
害賠償を請求することができない。

(危険負担と解除)

第11条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当事者双
方の責めに帰することができない事由によって売買物件が滅失、き損等し、甲が売
買物件を引渡すことができなくなったときは、売買代金を納付しないことができる。

2 甲は、前項の場合、本契約を解除することができる。

3 乙は、前項の規定により本契約が解除された場合、甲に対し、当該解除を理由と
した損害賠償を請求することができない。

(禁止用途)

第12条 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務
の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗
営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供
してはならない。

2 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない。

(実地調査等)

第13条 甲は、本契約の履行に関し、必要があると認めるときは、乙に対してその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(違約金)

第14条 乙は、第12条に定める義務に違反したときは、金〔売買代金の3割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、前条に定める甲の実地調査等を理由無く拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告を怠ったときは、金〔売買代金の1割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第18条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、又は乙が横浜市暴力団排除条例第2条又は第7条の規定に該当する者であったとき、乙が神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者であったときは、本契約を解除することができる。ただし、乙は甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。

(返還金等)

第16条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、この返還金には利息を付さない。

2 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第17条 乙は、甲が第15条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還できる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を甲に支払わ

なければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書等を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第18条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第19条 甲は、第16条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第14条に定める違約金又は第17条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第20条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力などをしなければならない。

(契約の費用)

第21条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(相隣関係等への配慮)

第22条 乙は、売買物件の引き渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(疑義の決定)

第23条 本契約に関し疑義のあるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第24条 本契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その1通を保有する。

年 月 日

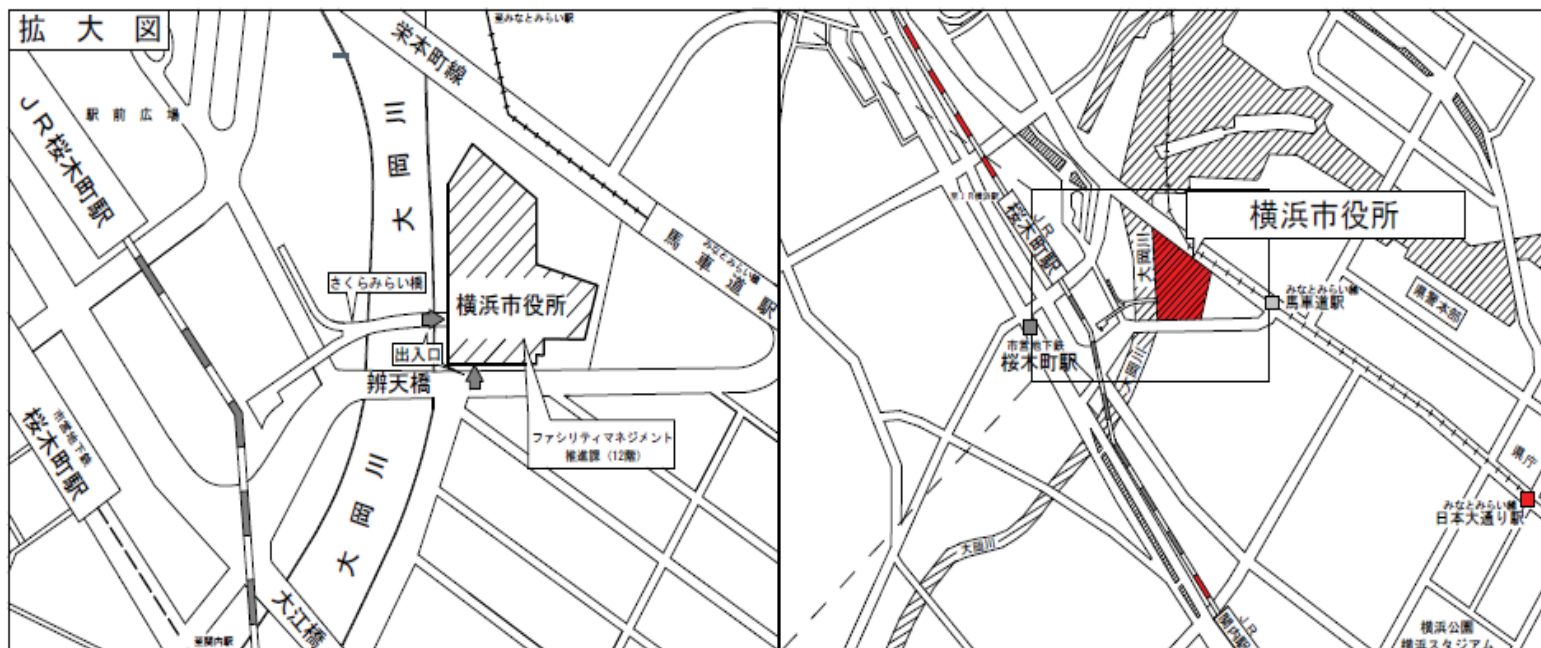
売 払 人（甲）横浜市中区本町6丁目50番地の10
横 浜 市
契約事務受任者
横浜市財政局長

買 受 人（乙）

物件明細書

財産の区分	土地			
財産の所在	地目	地積 (㎡)		金額
		公簿	実測	
合計 (筆)	—			円

【案 内 図】



横浜市役所

- ・みなとみらい線馬車道駅 直結
- ・JR 桜木町駅・横浜市営地下鉄桜木町駅 徒歩3分

【問合せ先】

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課 入札担当（横浜市役所12階）

電話 045-671-2264 FAX 045-662-5369

E-mail: za-uriti@city.yokohama.lg.jp

ヨコハマの土地売ります！～市有地公募売却のホームページ～

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/fmsuishin/shiyuchi/kaitai/baikyaku/>



横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課

令和7年5月発行